

**第3次向日市環境基本計画
(含 地球温暖化対策実行計画[区域施策編])**

(案)

令和4年8月

向 日 市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の目的	5
3 計画の位置づけ	6
4 計画の期間	7
5 計画の対象分野	7
6 計画の対象地域	7
7 各主体の役割	8
8 SDGsとの関わり	9
第2章 本市の現状と課題	11
1 向日市の概況	11
2 環境の現況	13
第3章 本市が目指す方向	27
1 本市が目指すべき環境	27
2 実現に向けた基本目標および施策の体系	29
第4章 環境像実現に向けた取組	32
基本目標 1	33
基本目標 2	42
基本目標 3	47
基本目標 4	55
第5章 重点プロジェクト	61
① むこう 共生のまちプロジェクト	63
② むこう 巡るまちプロジェクト	65
③ むこう つながるまちプロジェクト	67
第6章 計画の推進と進行管理	69
1 計画の推進体制	69
2 計画の進行管理	70

資料編

- ・計画の策定経過と経緯
- ・アンケート結果
- ・温室効果ガス排出量の算定の考え方等
- ・用語解説

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

1.1. 脱炭素社会の実現に向けた動向

近年、気候変動の影響により、かつて経験したことのないような気候の変化が生じております、「気候危機」とも言われる状況となっています。

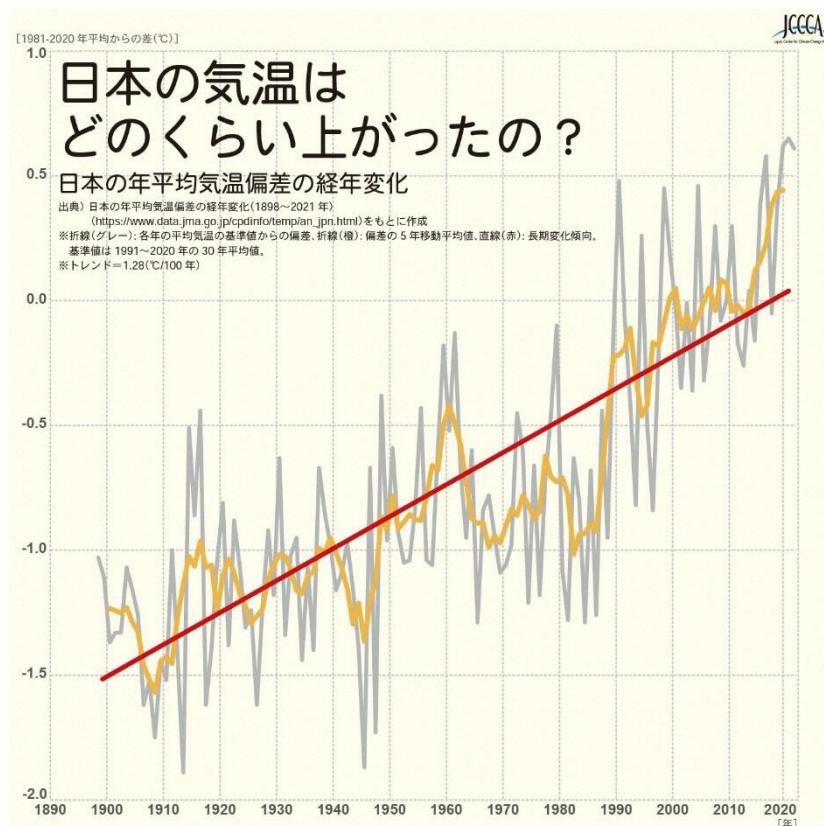
国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が2022(令和4)年4月に公表した最新の評価報告書の中では、産業革命前からの気温上昇を1.5°Cに抑える世界目標の達成には、2025(令和7)年までに温室効果ガス排出を減少に転じさせる必要があると報告しています。現状のままでは、今世紀末の気温上昇は3.2°Cに達すると予測されており、世界各国が取り組んでいかなければならない喫緊の環境問題となっています。

このような状況のなか、国は2050年に二酸化炭素の排出を「実質ゼロ」にするゼロカーボンの実現を宣言するとともに、2030年には温室効果ガス排出量を半減することを目標として掲げ、その実現に向けて様々な気候変動対策を進めています。

2022(令和4)年2月から始まったロシア・ウクライナ危機により、一次エネルギー^{※1}の約88%を輸入に依存している^{※2}日本の脆弱なエネルギー構造が改めて浮き彫りになり、純国産エネルギーである再生可能エネルギーについて、脱炭素化の側面だけではなくエネルギー保障の面からも重要性が再確認されています。

※1 化石燃料や原子力燃料、水力・太陽光など自然から得られるエネルギーのこと。なお、これらを変換・加工して得られるエネルギー(電気、灯油、都市ガス等)を「二次エネルギー」と呼ぶ。

※2 総合エネルギー統計
2019年度確報値
(資源エネルギー庁)



こうした世界・国の動きを受け、京都府ではパリ協定が求める気温の上昇を1.5°Cに抑える努力の追求が使命であると考え、2020(令和2)年2月に「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指すことを宣言しました。

脱炭素社会の実現に向けて、2020(令和2)年12月に「京都府地球温暖化対策条例」を改正するとともに、2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比で温室効果ガス排出量を40%以上削減することを新たな目標として打ち出しています。

2020(令和2)年12月に策定された「第3次京都府環境基本計画」においても、温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた省エネ取組の加速や、再生可能エネルギーの最大限の導入などが重点取組の1つとして示されています。

本市においては、脱炭素社会の実現に向けた動きとして、太陽光発電設備設置補助による再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、市の率先した取組として、2021(令和3)年に向日市新庁舎を外皮高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた先進建築物(ZEB Ready[※])対応にしたほか、徹底した省エネと再生可能エネルギーの導入などを行っています。また、市制施行50周年を契機に、脱炭素社会の実現に向けた取組をさらに加速させるため、2022(令和4)年10月に、オール向日市で2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて取り組むことを宣言します。

※ZEB Ready

ZEBとは消費する一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことであり、ZEB ReadyとはZEBを見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物のこと。

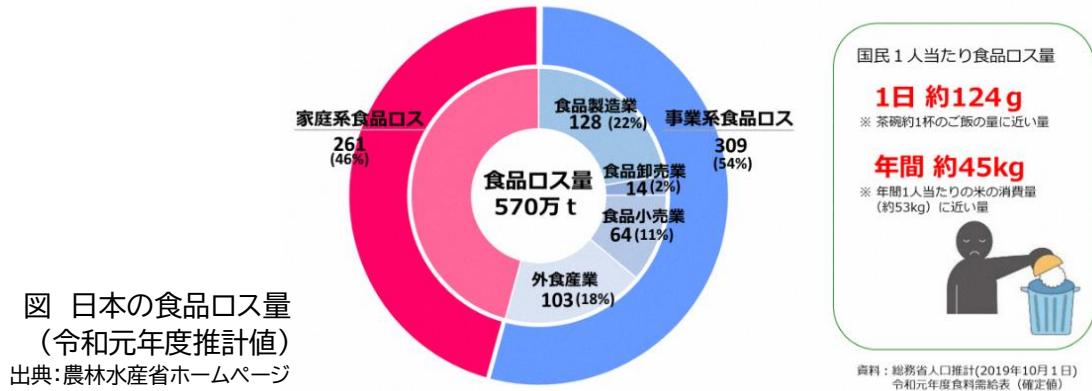
1.2. 循環型社会の実現に向けた動向

世界では、急激な人口増加や経済発展、都市化によって世界規模での資源の大量生産・消費が問題となっており、このまま進行すると中長期的に資源制約が強まることが予想されています。また、資源価格の高騰や鉱物資源の品位低下だけでなく、不適正な天然資源の採掘や廃棄物からの有用金属の抽出等に伴う環境破壊や健康被害の拡大、資源確保を巡る紛争の発生等の課題が生じることが懸念されています。

人類の生存に欠かせない食料資源についても、世界では中長期的には需給がひっ迫することが懸念されています。国内においては食料の多くを海外からの輸入に頼っているにもかかわらず、依然として本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品(食品ロス)が大量に発生しています。このため国は2020(令和2)年に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を示し、食品ロス削減に向けた国民運動を進めています。

また、プラスチック問題に目を向けると、近年、プラスチック製の漁具や廃棄物、水害などで流失したプラスチックごみが海洋に流出し、海洋環境の汚染や生態系への影響が指摘されています。さらに、新型コロナウイルスによる生活様式の変化に伴い、飲食店でのテイクアウトやデリバリーの利用が増加するなど、家庭から出るプラスチックごみの増加も懸念されています。このようななか、国は2019(令和元)年に「プラスチック資源循環戦略」とおよび「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定するとともに、202

2(令和4)年には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体のプラスチック資源循環等の取組を進めています。



京都府では、こうした動向を踏まえ、従来から進めてきた廃棄物全体の3R(リユース・リデュース・リサイクル)の取組に加え、食品ロス削減対策として、毎年10月の「食品ロス削減月間」において、民間企業と連携し府内全域で食品ロス削減に向けた啓発を行うほか、食品ロス削減等の取組を実践する事業者に対する「食べ残しゼロ推進店舗」認定事業や「京都府食の府民大学」の公開講座等の施策を進めています。また、プラスチックごみへの対策としては、「京都府プラスチックごみ削減実行計画」を策定し、事業者とマイボトルの普及に関する協定を締結し、府主催イベント時に給茶スポットを共同で設置、マイボトルの普及活動を連携して行うなどの取組を進めています。

本市においては、ごみの減量・資源化を促進するための取組として、生ごみ堆肥化容器購入費補助や、缶・ビン・ペットボトルを24時間出せる拠点回収を開始したほか、2021(令和3)年10月に事業者と協定を締結し、ペットボトルの水平リサイクル事業に取組んでいます。また、2022(令和4)年2月から市が中身の見える半透明のごみ袋を指定する「指定ごみ袋制度」を導入し、分別の徹底や、リサイクルの推進、燃やすごみにおける不適正なごみや資源化可能なごみの混入防止対策などを進めています。

1.3. 生物多様性をめぐる動向

生物多様性の損失と気候変動は、相互に密接に関連しています。生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム(IPBES)が2019(令和元)年に発行した地球規模評価報告書では、生物多様性及び生態系サービスは世界的に悪化しており、自然の変化を引き起こす直接的・間接的要因は、過去50年の間に増大していると評価しています。

国においては、生物多様性の保全に向けて、グリーンインフラなど生態系を基盤とした気候変動対策や防災・減災対策、経済活動における生物多様性への配慮、物流に伴つて非意図的に侵入する侵略的外来種への国際的な対処などを進めています。

京都府においては、開発や乱獲、外来生物の急増などによって貴重な生物多様性の低下が進んでおり、府内の絶滅危惧種などを掲載している「京都府レッドデータブック」に記載されている種は過去10年の間で増加しています。生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるため、京都府では希少な野生動物の保全や外来生物の侵入監視や初期防除の徹底、エコツーリズムの推進など自然とのふれあいの機会の充実を進めています。

本市においては、特徴的な景観である向日丘陵に広範囲にわたって広がる竹林や東部に残されている農地など、地域の身近な自然環境の維持を通じて、生物多様性の保全に取り組んでいます。

1.4. 持続可能な開発の実現に向けた動向

「持続可能な開発目標」(SDGs)を中心とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、2015(平成27)年に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択されました。SDGsには、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な消費と生産、気候変動、海洋資源、陸域生態系といった地球環境そのものの課題や地球環境と密接に関わる課題に係るゴールが数多く含まれています。

国においてはアジェンダの採択を受けて「SDGs実施指針」を決定するとともに、2018(平成30)年に策定した「第五次環境基本計画」においても、SDGsの考え方を活用し、一つの施策が複数の異なる課題の解決につながる分野横断的重点戦略を設定しています。また、「地域循環共生圏」の理念のもと、環境・経済・社会の統合的向上や地域資源を活用したビジネスの創出や生活の質を高める「新たな成長」の実現を目指す取組も進めています。

京都府においてもSDGsの考え方を取り入れた「京都府総合計画(京都夢実現プラン)」や「第3次京都府環境基本計画」を策定するとともに、SDGsの推進につながる具体的な取組やイベントの開催による啓発活動を行っています。

本市においては、本計画において持続可能な社会の実現に向けて、SDGs目標の達成に向けた取組の視点を盛り込み、SDGs目標と各施策とのつながりを明らかにし、取組を通じて目標達成に貢献していきます。

2 計画策定の目的

本市では、2002(平成 14)年3月に「向日市環境基本計画」を策定し、2012(平成 24)年には温室効果ガスの計画的な排出削減を目指すための計画を包括した、「新向日市環境基本計画(含 地球温暖化対策実行計画[区域施策編])」(以下、「第2次計画」という。)を策定し、目指す環境像「みんなが優しくすむまち『う・る・お・い』環境都市むこう」の実現に向けて、様々な取組を進めてきました。

第2次計画策定から約 10 年が経過し、生活様式の多様化など、社会情勢が刻々と変化してきました。環境に目を向けると、気候変動の顕在化に伴う熱中症患者の増加や集中豪雨の増加・激甚化、海洋汚染の原因である廃プラスチック類の不適正処理など、近年においても様々な環境課題が浮き彫りになっており、更にこれらの課題は環境分野にとどまらず、地域経済や私たちの日常生活など様々な面において影響を及ぼしています。

このような近年における現状を踏まえ、「第3次向日市環境基本計画(含 地球温暖化対策実行計画[区域施策編])」(以下、「本計画」という。)では、複雑化した環境問題に的確に対応すべく、今後 10 年間の向日市が進めるべき環境保全施策の基本的な方向性を示すことを目的とします。

3 計画の位置づけ

本計画は、各種法令や国・京都府の環境基本計画・地球温暖化対策計画を踏まえるとともに、「第2次ふるさと向日市創生計画」を環境面から実現する役割を持っています。

また、本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)に基づく地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の内容を含んでいます。

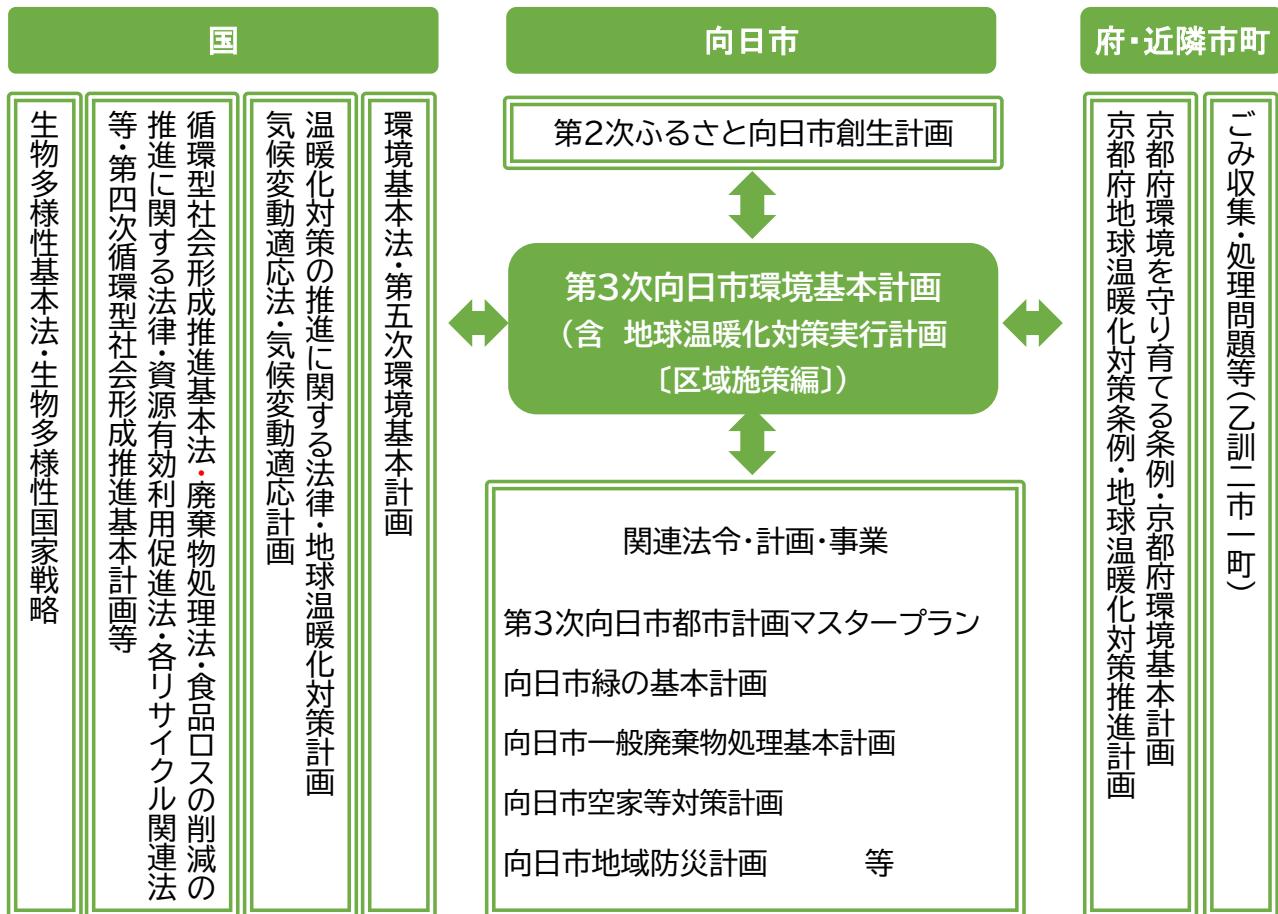


図 計画の位置づけ

4 計画の期間

本計画の期間は、2022(令和4)年度から2031(令和13)年度までの10年間とします。その間の社会情勢の変化へ柔軟に対応するため、施策や目標の進捗についての点検を毎年行うとともに、5年を目途にそれらを総括し、必要に応じ計画の見直しを行います。

なお、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)については、国と整合を図り、基準年を2013(平成25)年度、目標年度を2030(令和12)年度とします。



図 計画の期間

5 計画の対象分野

本計画で対象とする環境の範囲は、下の表に示すとおり身近な生活環境から地球全体の環境まで幅広い分野が対象となっており、これらは個別の環境分野として独立しているものではなく、相互に関連しあっていることから、総合的かつ計画的な環境保全対策を進めます。

表 計画の対象分野

地球環境	気候変動対策(緩和策、適応策) など
資源循環	廃棄物、地産地消、河川を軸とする流域のつながり(水循環) など
生活環境	大気、水質、騒音・振動、化学物質 など
都市環境	公園・緑地、歴史・文化、都市景観 など
自然環境	森林(竹林)、農地、河川、生物多様性(動植物) など
市民参画	教育・学習、連携、情報発信 など

6 計画の対象地域

本計画の対象とする地域は本市全域とします。ただし、河川や廃棄物などについては、周辺市町なども含めた広域で捉えることとします。

7 各主体の役割

本計画を着実に推進し、計画に掲げる目標を実現するためには、市民、事業者、市などの各主体がそれぞれの役割を果たし、協力・連携を図りながら取り組んでいくことが必要です。以下に示す主体別の役割に基づき、環境保全に向けた取組を進めます。

市民

- ◆良好な環境と健康で文化的な営みの継承
- ◆日常生活の環境に配慮したライフスタイルへの改善
- ◆脱炭素社会構築に向けた配慮行動の実践
- ◆資源・エネルギーの節約、ごみの排出抑制等の配慮
- ◆循環型社会づくりに向けた配慮
- ◆生物多様性の保全への貢献
- ◆環境保全施策の実施にかかる参画・協力

事業者

- ◆環境負荷の少ない社会形成への貢献
- ◆事業活動に伴う公害の発生防止
- ◆自然環境の適正な保全への配慮・協力
- ◆あらゆる機会での環境負荷低減・環境保全
- ◆脱炭素社会構築に向けた温室効果ガスの排出抑制
- ◆循環型社会づくりに向けた自主的な取組
- ◆生物多様性の保全に配慮した事業活動
- ◆環境保全施策実施にかかる参画・協力
- ◆環境マネジメントシステムの取り組み

市

- ◆基本計画に基づく環境づくりの推進
- ◆法令等を活用した総合的な取組の推進
- ◆地域における脱炭素社会づくり、循環型社会づくり、生物多様性保全の促進を通じたスマートシティ（環境に配慮した都市）の実現
- ◆環境教育・学習の推進
- ◆環境保全活動への支援・情報の提供
- ◆国・府・周辺自治体との協力・連携

市民団体

- ◆市民、事業者および市と連携した環境保全活動の展開
- ◆各種環境保全活動への参画・協力
- ◆自主的な環境保全活動の主催
- ◆環境調査・地域環境情報収集活動の実践
- ◆市民団体相互のネットワークづくり
- ◆市民への環境情報の提供、啓蒙・啓発

8 SDGsとの関わり

SDGs(持続可能な開発目標, Sustainable Development Goals)とは、2001(平成13)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015(平成27)年9月に国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載されている、2030(令和12)年までに、持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。

17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓い、途上国の貧困、教育、保健等の開発課題に加え、持続可能な開発の3本柱とされる経済面・社会面・環境面の課題全てに幅広く対応し、調和させていくことが示されています。

SDGs は、気候変動や生物多様性など環境に関する項目だけでなく、地域経済や生活など環境以外の分野についても幅広く目標が掲げられており、SDGs の達成に向けて取組を進めることは、現状の私たちの暮らしや環境をより良くするだけでなく、将来を担う子どもたちのために、持続可能なまちづくりを発展させることにもつながります。

本市では、本計画の推進やゼロカーボンシティ宣言の実現に向けて、気候変動対策や資源循環、生物多様性の保全などの様々な取組を推進することで、SDGs ゴールの達成に貢献していきます。



図 SDGs の 17 のゴール

出典:国連広報センター

1 貧困をなくそう 	1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	2 飢餓をゼロに 	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3 すべての人に健康と福祉を 	3. すべての人に保健と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	4 質の高い教育をみんなに 	4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5 ジェンダー平等を実現しよう 	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び児女の能力強化を行う	6 安全な水とトイレを世界中に 	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	8 働きがいも経済成長も 	8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る	10 人や国の不平等をなくそう 	10. 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する
11 住み続けられるまちづくりを 	11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする	12 つくる責任つかう責任 	12. つくる責任つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
13 気候変動に具体的な対策を 	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	14 海の豊かさを守ろう 	14. 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
15 陸の豊かさも守ろう 	15. 陸の豊かさも守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る	16 平和と公正をすべての人に 	16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的に責任ある包摂的な制度を構築する
17 パートナーシップで目標を達成しよう 	17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

図 SDGs の 17 のゴールの説明

出典：国連広報センター

第2章 本市の現状と課題

1 向日市の概況

位置・地勢

本市は京都盆地の南西部に位置し、西部と北部は京都市西京区、東部は京都市南区・伏見区、南部は長岡京市と接しています。

面積は 7.72 km²であり、東西の最大幅は約 2km、南北の長さは約 4km と、南北に長い市域となっています。

市域の大部分は京都盆地の平坦な地形ですが、西部に小さい丘陵地(向日丘陵)が見られます。

◆ 人口・世帯数

本市の人口は、京都市や大阪府のベッドタウンとして宅地需要が高まったことを背景に、1960(昭和 35)年頃から急激な増加が見られ、1985(昭和 60)年以降は緩やかに増減していました。近年、桂川・洛西口新市街地の誕生により、増加傾向に推移し、2020(令和 2)年には今までで最も多い 56,238 人となりました。

また、世帯数は 1990(平成 2)年から約 6,000 世帯増加し、約 23,000 世帯を上回りました。その一方で 1 世帯当たりの人員は減少し続けており、2020(令和 2)年現在では 2.41 人となっています。

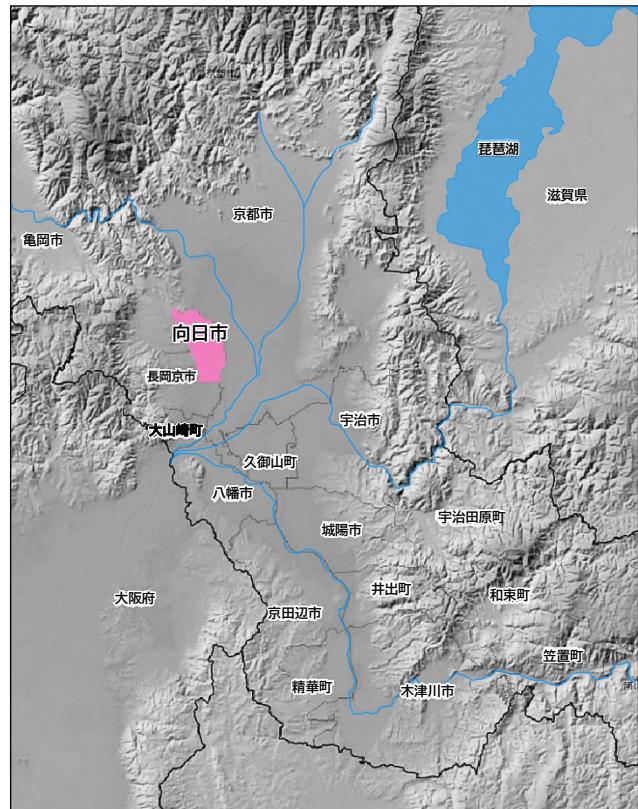


図 向日市の位置

※「地理院地図」(国土地理院、<https://maps.gsi.go.jp/>)を加工して作成

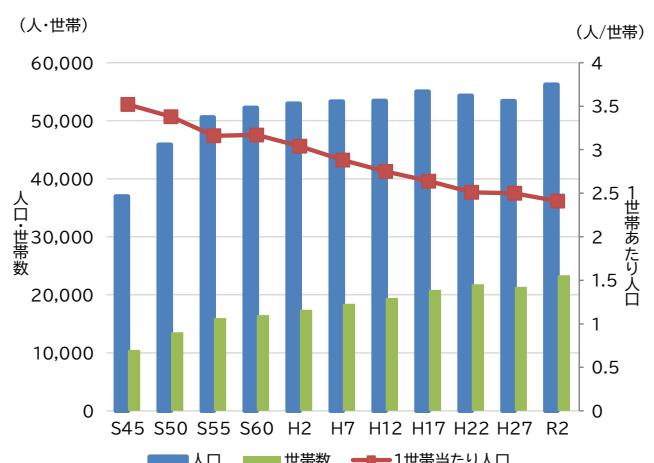


図 人口・世帯数の推移(推計人口)

出典：国勢調査

◆ 土地利用

本市の西部一帯は標高 35 メートルから 80 メートルの丘陵であり竹林が多くを占め、中部は住宅街を形成し、東部は耕地が多くなっています。

2020(令和 2)年における市域の土地利用状況では、宅地が市域全体の 55.2%と過半数を占めている一方、田と畑が合わせ 27.2%と3割弱と高い割合を占めています。しかしながら、近年は開発に伴って田・山林の減少、宅地の増加が進んでおり、身近な自然環境が減少しています。

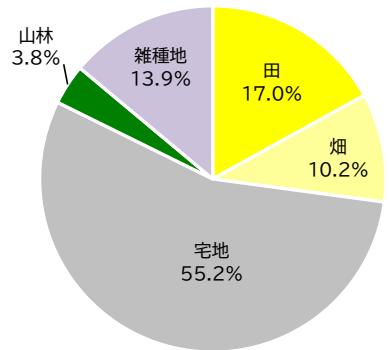


図 土地利用状況（令和 2 年）

出典：向日市統計書（令和 2 年版）

◆ 産業特性

本市における労働人口は約 28,200 人であり、そのうちの 73.8%が第 3 次産業に従事しています。第 1 次産業従業者は 1.0%と非常に少なく、産業構造として大都市近郊の特性が表れています（令和 2 年国勢調査より）。

主な産業について個別にみると、農業は水稻を中心に、特産物のタケノコ、ナス、花き（けんがい菊、花壇苗）の生産が盛んです。製造業は、事業所数が 131、従業者数は 1,958 人となっています（平成 28 年経済センサス-活動調査）。

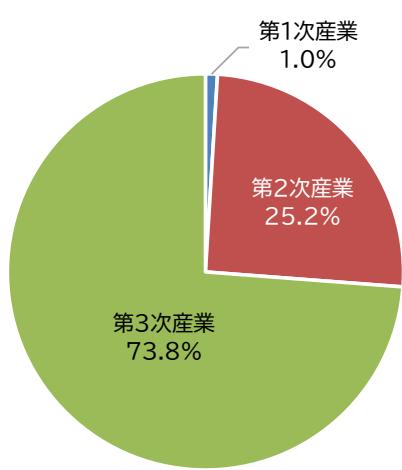


図 産業構造（令和 2 年）

出典：国勢調査



向日市の特産物（タケノコ、けんがい菊）

2 環境の現況

2.1. 地球環境

◆ 市域からの温室効果ガス排出状況

本市の温室効果ガスの総排出量は、2018 年度において 161.3 千トン-CO₂となっており、基準年度である 1990 年度から 2.8% 減少しました。過去 10 年における総排出量の推移をみると、2012 年度に総排出量が 217.4 千トン-CO₂となり、最も排出量が多く、その後減少が続いています。

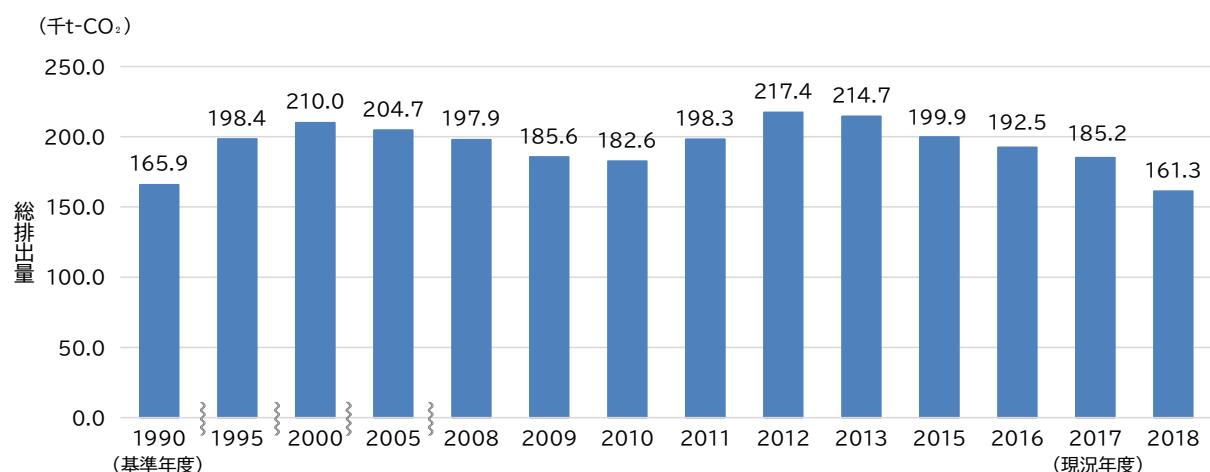


図 温室効果ガス総排出量の推移

出典:向日市

◆ 市の事務事業からの温室効果ガス排出状況

公共施設や市の事業における温室効果ガス排出削減の取組としては、街路灯や公共施設照明のLED化などに取り組むとともに、2021(令和3)年に竣工した向日市新庁舎ではZEB Ready[※]となっています。

また、市民や事業者からの排出削減に向けた取組としては、太陽光発電設備の導入補助やグリーンカーテン講習会、広報などを通じた温暖化対策についてのPR活動等を通じて温室効果ガスの排出削減に取り組みました。



向日市役所庁舎

※ZEB Ready

ZEBとは消費する一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことであり、ZEB Ready とは ZEBを見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物のこと。

コラム 「新向日市役所本庁舎」

2021年1月に整備された向日市役所の庁舎は、行政窓口としてだけでなく、防災機能を強化した新たな「まちづくりの拠点」として、地球環境にやさしい施設を目指し様々な省エネルギー技術を用いて建築しました。

外装にはアルミカーテンウォールによるダブルスキン、窓には高性能 Low-E 複層ガラスや内部ブラインドを採用することで断熱性能・日射遮蔽効果を向上させ空調負荷を低減するなど、「建築計画と省エネルギー技術」を連携させることによって合理的かつ最大限にその性能を発揮することが可能となり、省エネルギー認証取得(ZEB Ready)した庁舎となりました。

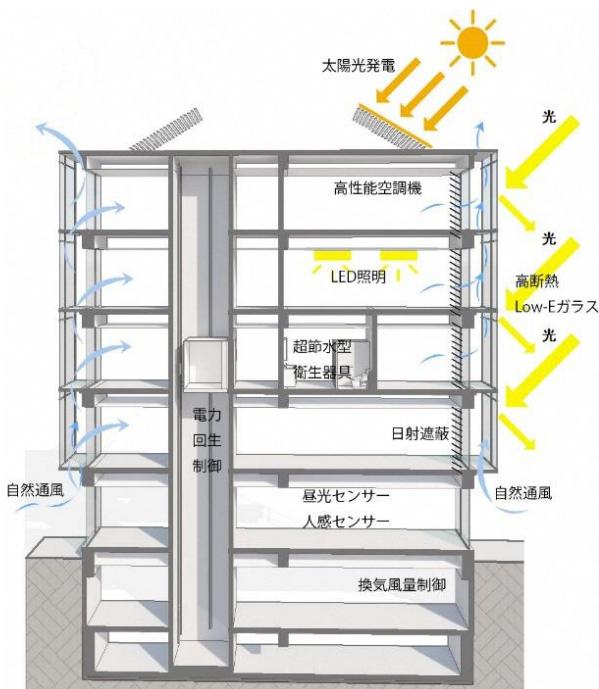
新庁舎に導入されている環境配慮設備

(1) パッシブデザイン

- ・屋根・外壁の高断熱化
- ・高性能Low-Eガラス
- ・内部ブラインドによる日射遮蔽
- ・自然通風
- ・ナイトバージ

(2) アクティブデザイン

- ・太陽光発電設備（太陽光パネル+蓄電池）
- ・高効率空調機
- ・CO₂センサーによる換気制御
- ・インバータによる換気風量制御
- ・潜熱回収型給湯器
- ・高効率受変電設備
- ・全館LED照明
- ・昼光センサー、人感センサーによる照明制御
- ・BEMSによる設備一元管理・監視
- ・超節水型衛生器具
- ・VVVF制御の昇降機



新庁舎に導入されている環境配慮設備



新庁舎の外観

2.2. 資源の循環

◆ ごみ分別

本市では家庭から排出されるごみについて、右に示す 8 区分で分別収集を行つており、収集したごみは大山崎町にある乙訓環境衛生組合(クリーンプラザおとくに)で処理を行っています。

また、近年、資源物回収を推進するため、2016(平成 28)年度に小型家電(パソコン等)回収や廃食油の 24 時間回収などに取り組み、市役所本庁舎を含む市内 4 箇所で缶・ビン・ペットボトルの 24 時間拠点回収を開始しました。さらに、ごみの減量や資源化を目的とし、2022(令和 4)年から「燃やすごみ」を対象とした指定ごみ袋制度の運用及び古紙等集団回収助成金事業を始めました。

◆ ごみの排出量の推移

ごみの排出量は年間 14,500 トン前後で推移しており、2016(平成 28)年度まで減少傾向でしたが、2017(平成 29)年度から 2018(平成 30)年度にかけて増加しました。

全体に占める割合についてみると、ごみ排出量のうち約 7 割を家庭系ごみが占めており、経年の推移は家庭系ごみが減少傾向、事業系ごみが増加傾向となりました。

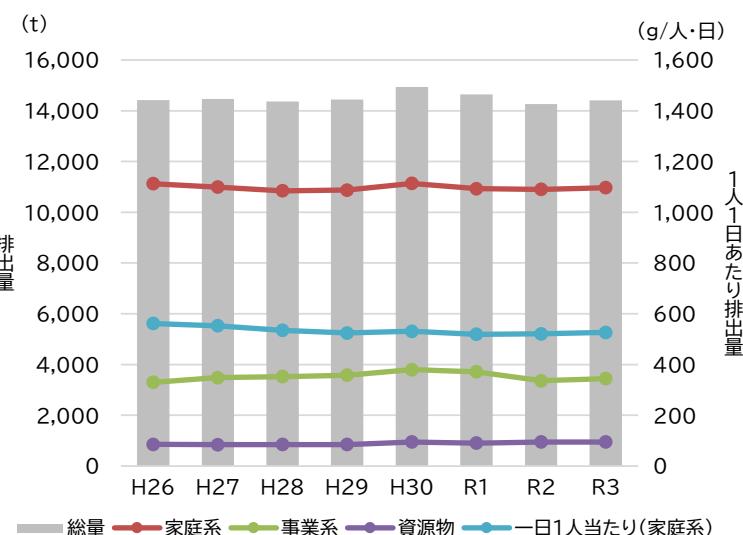
また、家庭系ごみの一人1日あたりの排出量についてみると、2021(令和3)年度の排出量は 509g、そのうち燃やすごみの排出量は454gとなっており、減少傾向となっています。

表 ごみの分別区分

①燃やすごみ	
資源物	②空缶、③空ビン、④ペットボトル、
	⑤その他不燃物、⑥その他プラスチック
	⑦有害ごみ (蛍光灯、筒形乾電池)
⑧粗大ごみ	



指定ごみ袋



15 図 ごみの排出量の推移

出典:向日市

コラム 「ペットボトルの『ボトル to ボトル』 水平リサイクル」

ペットボトルからペットボトルなど同じ製品にリサイクルすることを水平リサイクルと言います。近年、CO₂を削減する効果がある水平リサイクルを推進する動きが加速しています。

国内のペットボトルのリサイクル率は 8 割を超ますが、使用済ペットボトルが水平リサイクルされる比率は 1~2 割程度に留まっており、多くはトレーや繊維などに再生され、最終的に不要となったものは焼却処分されています。

令和 3 年 10 月 21 日、サントリー MONOZUKURI エキスパート株式会社と本市および長岡京市、大山崎町、乙訓環境衛生組合の 5 者で「持続可能な地域づくりの推進に関する協定」を締結し、ペットボトルからペットボトルにリサイクルする「ボトル to ボトルリサイクル」事業をスタートしました。

向日市の家庭から集められたペットボトルの量は、年間約 100 トンで、今回の取組により、回収したペットボトルは一部を除きすべてペットボトルにリサイクルされます。

同じ製品に生まれ変わることで、ボトル製造に伴い排出される CO₂も大幅に削減でき、気候変動対策や資源循環に大きく貢献できます。

この事業は持続可能な循環型社会の実現に向けて、市民・事業者・行政が一体となって取り組むものです。



令和 3 年 10 月 21 日、本市および長岡京市、大山崎町、乙訓環境衛生組合とサントリーグループとの間で締結した「持続可能な地域づくりの推進に関する協定」

コラム 「ごみを燃やすエネルギーで発電を」

向日市で集められたごみは、向日市・長岡京市・大山崎町の2市1町で構成する乙訓環境衛生組合(クリーンプラザおとくに)で処理されています。

ごみ焼却炉では、エネルギーの有効利用を目的として発電設備を設置しており、ごみを燃やした時の熱を利用して電気を作っています。

一年間の発電量は約 580万kWh、これは標準的な世帯約1,200世帯分の年間使用電力量に相当します。

発電した電気は、ごみ処理施設とリサイクルプラザを運転する電力として使用しており、この2つの施設を運転するために必要な電力量の約76%を賄っています。

また、夜間など、リサイクルプラザが運転休止中の余った電気は、電力会社に売却しています。

このように、ごみを燃やした時に出る熱も有効利用(サーマル・リサイクル)しており、CO₂を少なくすることで地球温暖化防止に役立っています。



ごみ処理施設に設置されている発電機(蒸気タービン)

◆ 不法投棄

市内での不法投棄家電件数をみると、2017(平成 29)年度にかけて大幅に減少しており、近年は 25 件前後で推移しています。

分別ステーションでの防犯カメラの設置やパトロールといった不法投棄防止に向けた監視を行うなど、対策を行っています。

2.3. 自然環境

◆ 地形

本市の地形は次にあげる 3 つのタイプに類型されています。

丘陵地	市域北西部にみられ、京都市との境をなしている。
段丘	丘陵地東側を縁どるように市街地に向か緩やかな斜面が広がっている。
沖積平野	桂川・小畠川によって形成された低地で市域東部～南部に広がっている。



市域西部の様子



市域北東部の様子



竹の径の様子

◆ 貴重な自然

向日丘陵には広範囲にわたって竹林が広がっており、本市ならではの独特の自然景観を形成しています。市は「歴史と緑の散策の径ネットワーク」づくりに取り組んでおり、その一環として、「竹の径」やトリムコース等の竹林道が整備されています。

鳥類や昆虫類が比較的多く確認されている向日丘陵や行者池、新池、はり湖池などのため池は、本市の自然生態系を構成する重要な要素となっています。

年々宅地化が進んでいる中で、向日神社周辺やはり湖池周辺には都市の中の貴重な自然として多様な植生が残されています。

コラム 「竹の径」

全国で良質なタケノコの産地として知られている本市北西部にある向日丘陵の竹林。

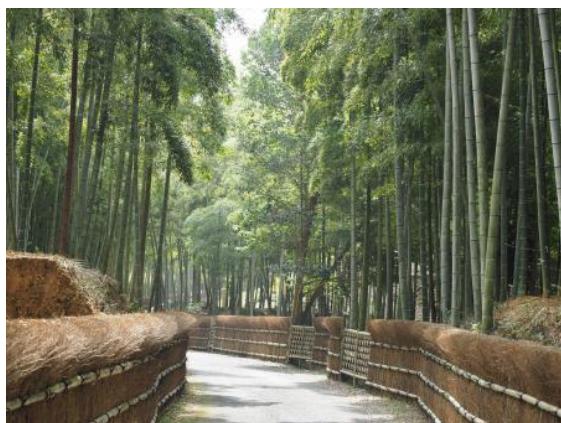
この竹林の景観を保全するため、放置竹林対策・不法投棄防止を目的に環境整備を行い、向日市特産の孟宗竹を使って平成12年度から整備されてきたのが、「竹の径」です。

「竹の径」は、竹の枝を束ねた「竹穂垣」をはじめ、丸みを帯びた古墳の形を表現した「古墳垣」、かぐや姫の十二单衣の襟元をイメージした「かぐや垣」などオリジナルを含めて、8種類の竹垣が整然と連なり、その長さは全長約 1.8km におよびます。

この竹垣は地元のタケノコ農家の方から提供された竹枝を用いて、地元の竹産業に携わる事業者で構成された向日市竹産業振興協議会の職人の皆さまの手によって作成されます。

また、「京都府景観資産」「京都府文化的景観」に選定されるほか、「全国遊歩百選」「歩きたくなるみち500選」等に認定されるなど、竹林浴の地として市内外を問わずたくさん的人に親しまれています。

さらに、毎年10月には、向日市観光協会主催でライトアップイベント「竹の径・かぐやのタベ」が開催されます。放置竹林で伐採した竹を竹行灯の資源として活用し、竹林の保全整備と地域の魅力づくりにつなげています。水ろうそくのあたたかな光が灯る竹行灯が秋宵の竹林を照らし、幻想的な世界へ誘います。



昼の竹の径



竹の径・かぐやのタベ

2.4. 都市環境

❖ まちづくり

近年、新市街地整備が積極的に進められています。市北部周辺では、都市計画道路久世北茶屋線の整備や阪急洛西口駅、JR 桂川駅などの新駅の開業、これらの都市基盤整備と合わせて新たなまちづくりが行われ、桂川・洛西口新市街地が誕生しました。また、JR 向日町駅東側に位置する森本東部地区でも土地区画整理事業により、営農環境の保全と研究開発・業務等の立地誘導など、新たな産業拠点の形成が図られています。さらに、JR向日町駅周辺における市街地再開発事業や阪急洛西口駅西地区の土地区画整理事業等を進められています。

❖ 交通

市内の幹線交通軸は、東海道新幹線や名神高速自動車道といった高速交通、JR、阪急電鉄、国道 171 号などが中部から東部にかけて集中し、南北を縦断しています。

市内には、ほとんどの地域において徒歩圏内に鉄道駅またはバス停が整備されており、公共交通が利用しやすい環境にあります。また都市計画道路について、整備率は約35%※となっており、市内道路において都市計画道路を整備することで既存住宅街への車両の流入抑制や通学路の安全性が向上することから、引き続き整備の促進を図ります。

※2022(令和4)年6月時点



阪急洛西口駅周辺の市街地



図 都市計画道路網

出典:向日市

◆ 緑地・水辺

市内の緑地は、向日丘陵に代表される竹林が多くを占めており、特産品のタケノコを産出するとともに、美しい竹林景観を楽しむことができる散策路として、市内外から多くの方々が訪れています。また、市内に大きな河川はありませんが、寺戸川や石田川といった小規模な排水路、はりこ池や弁天池といったため池があり、身近な水辺として市民に親しまれています。



身近な水辺 はりこ池の様子

◆ 歴史・文化資源

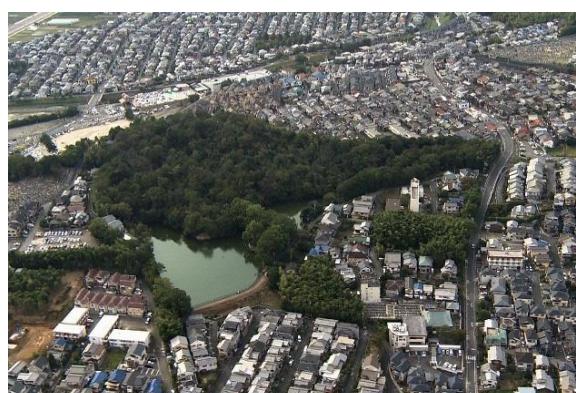
本市には古くは長岡宮がおかれ、早くから開けた地域として多くの古墳をはじめ歴史的遺産が多数存在しており、また、本市の発展の礎となった西国街道や向日神社を中心に、文化価値を有する街並みが残されており、都市景観を形成する上で大切な要素となっています。

市では、これらの適切な保存活用を進めるため、五塚原古墳等の公有化や、市内史跡の適切な保存と活用を推進しました。



図 市内の古墳位置図

出典：向日市ホームページ



はりこ池頂上に所在する史跡乙訓古墳群「五塚原古墳」を上空から望む



竹の径沿いに所在する史跡乙訓古墳群
寺戸大塚古墳

2.5. 生活環境

◆ 公害苦情受理処理件数

近年、公害苦情受理処理件数は年間15件を超えることが多く、特に2017(平成29)年度以降は増加傾向となりました。苦情内容別にみると、騒音が増加傾向で年間平均6.2件発生しており、また大気汚染は2015(平成27)年度をピークに減少しています。

◆ 大気

本市では、経年的に市内6地点で大気質調査(二酸化窒素、一酸化窒素、一酸化炭素)を行っており、環境基準が設けられている二酸化窒素、一酸化炭素についていずれも基準値を満たしていることから、良好な大気環境が維持されています。

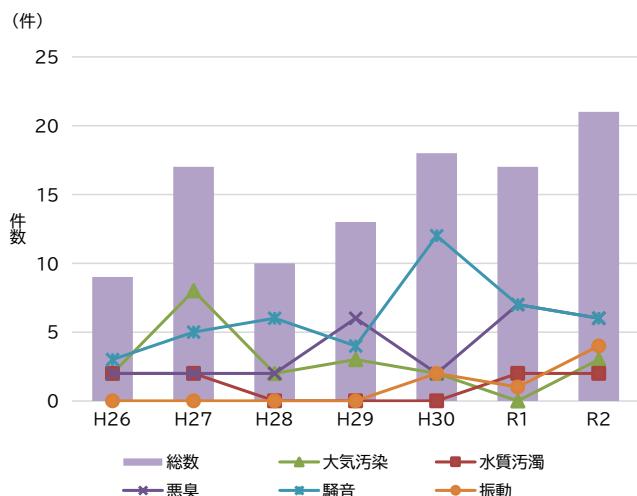
◆ 水質・水循環

本市では、市内を流れる寺戸川、石田川、和井川、小井川4排水路5か所において、温度、色、臭気、透明度等の他18の計量項目で年4回測定し監視しています。BOD^{*}、SS^{*}についてみると、年度によって差がありますが、概ね環境基準を満たしており、良好な水質が維持されていることがわかります。

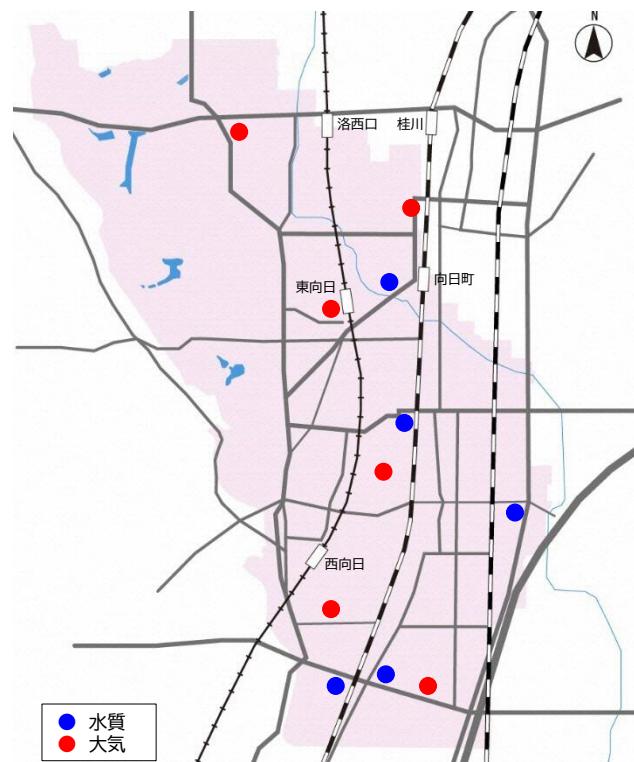
また、雨水の流出抑制及び資源の有効活用を図るため、雨水浸透施設の設置や透水性舗装等の採用、雨水利用施設の普及に取り組んでいます。

◆ 騒音

幹線道路や新幹線の沿道・沿線における騒音は、一部の地域で環境基準を超えていますが、市街地内では概ね静かな環境が確保されています。また、住宅が密集し、事業所が混在、隣接していることから、近隣騒音に対する苦情が発生している状況です。



出典：向日市



*BOD:水中の有機物が微生物によって分解される際に消費される酸素の量を表す。この値が大きいほど水質の汚濁が進んでいることを意味する。

*SS:水中に懸濁している不溶解性物質のことであり、これを多く含む水は透視度が下がり、太陽光が遮られることによって藻類の光合成が阻害される。

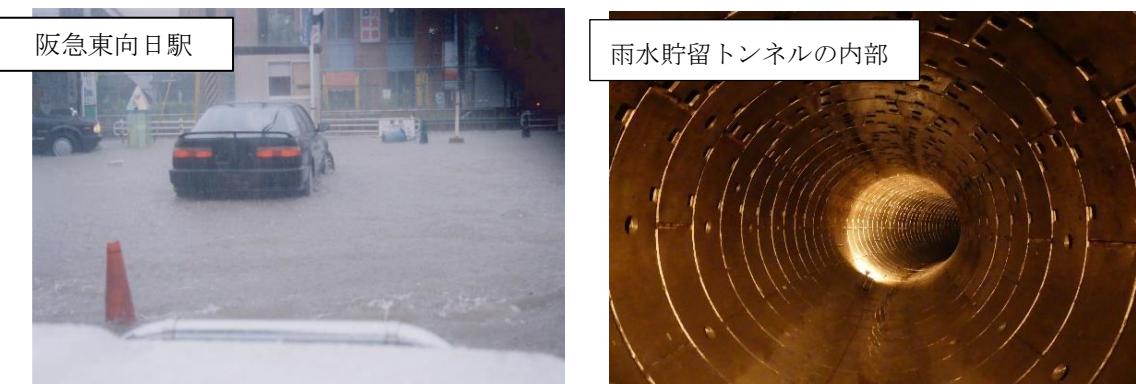
コラム 「浸水被害から暮らしを守る～雨水貯留トンネル」

向日市、長岡京市、京都市西京区、南区にまたがる桂川右岸地域は、歴史的にも度重なる浸水被害に悩まされてきた地域です。

長岡京へ遷都された西暦 784 年からわずか 10 年で平安京へ遷都された要因の一つが水害あったとも考えられています。急激な都市化が進んだ昭和40年代からは、多くの雨水が水路に流れ込み排水しきれない「都市型浸水」が何度も発生するようになりました。

※浸水被害の状況

〔平成11年6月撮影〕



このため、京都府を中心に、平成7年度に向日市、長岡京市、京都市にまたがる地域の浸水対策として、地下トンネル「いろは呑龍トンネル」の整備を開始しました。

これは、大雨で増水した雨水を地下のトンネルに貯留し、同時に桂川へ放流することで浸水被害を防ぐもので、平成 13 年から平成 23 年の期間に3つの北幹線管渠、令和 3 年度には南幹線及び呑龍ポンプ場の暫定供用が開始され、全体供用が予定されている令和 5 年度には、施設全体の対策量は 238,200 m³になります。

市においても、「いろは呑龍トンネル」整備にあわせ、市北部の浸水対策として寺戸川1号幹線・2号幹線を整備し、浸水被害の解消に大きな役割を果たしています。

また、阪急東向日駅周辺の浸水対策として石田川1号幹線やいろは呑龍トンネル北幹線に接続する石田川2号幹線、市南部ではいろは呑龍トンネル南幹線に接続した和井川1号幹線を整備しています。

近年増加傾向にある激甚化する降雨による浸水被害をより一層低減することが期待でき、向日市の浸水被害の解消に向けた整備を推進しています。

2.6. 環境保全への参加

◆ 情報の収集・提供

ごみの分別収集・減量化に向けて、ごみ出しカレンダーやごみ出しルールブック「ごみ減量のしおり」の配布、「広報むこう」における環境関連情報の毎月の掲載などを通じて、市民に環境関連情報を発信しています。



ごみ減量のしおり

◆ 環境教育・学習

児童生徒を対象とした取組としては、全小中学校で教育活動の一環として、計画的に環境教育に取り組んでいます。外部講師として市民団体等の地域の協力を得て小中学生を対象とした環境教育や学校におけるグリーンカーテンを実施しました。



市民団体による環境学習支援

◆ 環境保全活動

市内では、市民団体の協力のもと道路や公園の清掃活動が行われました。

市内で活動している環境関連団体としては、市が事務局を行っている向日市環境市民ネットワーク会議には 7 団体が登録されており、その他に道路美化清掃を行っている団体や公園の美化清掃を行っている団体があります。



市民講座の様子

ごみゼロ・向日市一斉クリーン作戦

向日市では、毎年、春と秋に、市内の道路や公園などに捨てられているごみを一掃する清掃活動を行っています。「ごみゼロ・向日市一斉クリーン作戦」では、市民、事業者、行政が一体となって清潔で美しいまちをつくるため、まちの美化に努めています。



3 現状における課題と計画のとりまとめ方針

3.1. 現状における課題

1 地球環境について

市域から排出される温室効果ガスの総排出量は、2012 年度をピークに減少傾向にあり、部門別にみると、廃棄物部門を除いた各部門で減少していますが、目標の達成には至っておらず、さらなる大幅な削減が必要です。また、今後、気候変動の進行に伴って水害をはじめとして様々な影響が予測されることから、気候変動への適応を図る必要があります。

2 資源循環について

循環型社会の形成に向けて様々な取組が進められており、市民から排出されるごみの削減が進んでいる一方で事業者ごみの増加がみられることから、さらなる対策が必要です。また、食品ロスやプラスチックの排出抑制、分別の徹底を通じて、さらなるごみの削減と資源化を進める必要があります。

3 自然環境について

市内の自然環境としては、竹林をはじめとした山林、水田、畑やため池などがみられ、これらのうち特に水田は近年の開発に伴って減少傾向にあります。今後もこれらの自然環境を維持し、生きものの生育環境を維持することが必要です。

4 都市環境について

市北部周辺の桂川・洛西口新市街地の形成に続き、JR 向日町駅東側の森本東部地区、阪急洛西口駅西地区の土地区画整理事業やJR向日町駅周辺の市街地再開発事業等では、良好な景観づくりや環境への配慮、自然との共生など、良好な都市環境づくりを進めるとともに、本市の豊富な歴史・文化資源をいかしたまちづくりに取り組む必要があります。

5 生活環境について

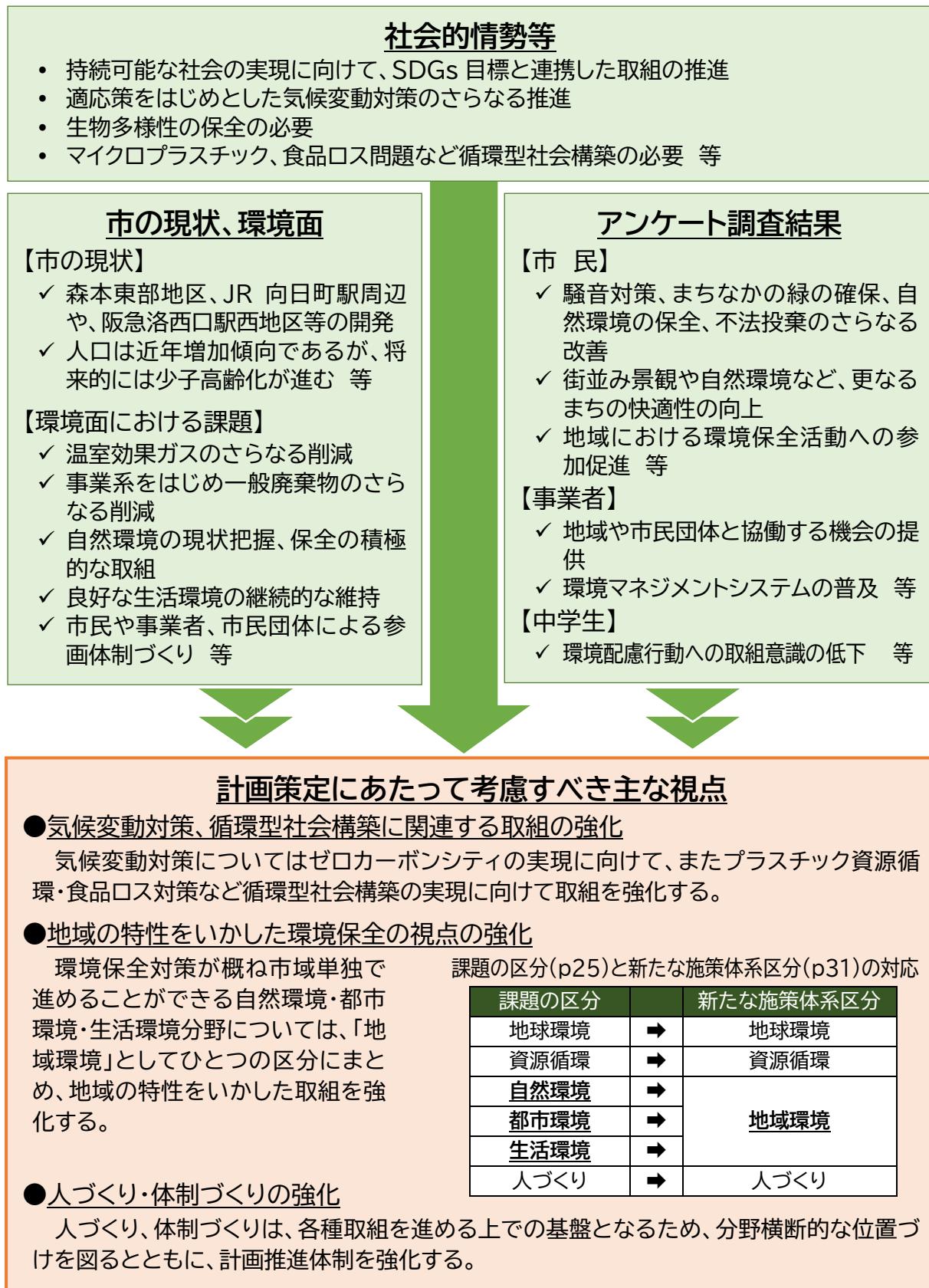
本市の生活環境については、大気、水質、有害物質について概ね良好な環境が維持できている一方、騒音・振動については調査結果や苦情件数、アンケート結果からさらなる改善が必要と考えられます。今後も良好な生活環境を維持するとともに、改善が必要な事項については対策を進め、良好な環境づくりに取り組む必要があります。

6 人づくりについて

本市では、学校教育や市民を対象とした市民講座などを通じて、環境教育や環境意識の啓発に取り組んでいます。今後においてもより一層、環境教育や環境意識の啓発に取り組むとともに、環境関連市民団体との連携や、本計画を進める上で重要な市民や事業者との協働の機会が不足していることから、連携を強化するための取組が必要です。

3.2. 計画とりまとめの方針

前述の課題を踏まえ、本計画のとりまとめ方針を次の通り示す。



第3章 本市が目指す方向

1 本市が目指すべき環境

本市では、2002(平成14)年3月に策定した「向日市環境基本計画」において、目指すべき環境像として「みんなが優しくすむまち『う・る・お・い』環境都市むこう」を掲げ、その実現に向けて、市民・事業者・市などが協働しながら環境保全に関する取組を進めてきました。この環境像は、2012(平成24)年10月に策定した「新向日市環境基本計画」においても引き継がれ、約20年に渡って本市が目指す良好な環境の姿として示されており、近年における本市を取り巻く内部環境、外部環境が変化していく中においても、大きく変わるものではないと考えられます。

このような状況のなか、近年特に深刻化する気候変動への対応をはじめ、多くの複雑な環境課題に対応していく必要があり、そのためには持続可能なライフスタイルを私たちの生活の中に溶け込ませることが重要です。

このような現状を踏まえ、本計画における環境像のあり方としては、市民をはじめ各主体の参加による取組によって、地域環境の保全はもとより、持続可能な社会の実現を目指す視点が重要であると考えます。

このため、地域特性や市民意識、まちづくりの方向性を踏まえるとともに、本市の環境基盤を持続的に守り、将来世代に継承・発展していくという考え方を尊重しつつ、本市の目指すべき環境像を以下のように設定します。

目指すべき環境像

みんなが優しくすむ 持続可能なまち —————

「う・る・お・い」環境都市 むこう



ここに掲げた環境像は、本市が環境を大切にする心優しい市民が「住む」まちであるとともに、みんなが生活していくための本質的な環境として、最も基盤となる水や空気が「澄む」まちを目指すという、本市の環境づくりの方向性を示すものです。

また、「水環境の保全」「美しいまちなみ景観」「豊かな自然環境」を望む市民の声を反映し、心のうるおいが感じられる環境の創造に向けて、市民、事業者、市、市民団体が一丸となって取り組んでいくという基本姿勢を示しています。

さらに、「う・る・お・い」とは、澄んだ水・空気そのものやそれらの循環、心安らぐ緑の空間や生きものとのふれあいなど、言葉からイメージされる環境とは別に、次に示す本計画の4つの基本目標の区分(気候変動、資源循環、地域環境、人づくり)とつながる意味を持っています。

表 「う・る・お・い」が示すそれぞれの意味と対応するピクトグラム

う	<p>「気候変動」と憂(<u>うれい</u>)い (基本目標1 地球環境)</p> <p>常に気候変動に対して懸念する心を持ち、環境保全に取組む心</p>	
る	<p><u>る</u>ーると「資源循環」 (基本目標2 資源循環)</p> <p>循環型社会の形成に向けて、ルールに基づいた資源循環に協力する心</p>	
お	<p><u>お</u>おらかさと「地域環境」 (基本目標3 地域環境)</p> <p>多様な自然と快適な都市環境によって育まれるおおらかな心</p>	
い	<p><u>い</u>たわりの心と「人づくり」 (基本目標4 人づくり)</p> <p>地域や地球の環境を保全するため、いたわり気持ちを持って行動する心</p>	

※表中の基本目標の詳細は次頁に記載しています。

2 実現に向けた基本目標および施策の体系

先に示した目指すべき環境像の実現に向け、本計画では次に示す4つの基本目標に基づいて取組を進めることとします。

本市の環境要素を“地球環境”“資源循環”“地域環境”的3つに大きく分類し、それに対する基本目標を設定するとともに、先にも示した通り、持続可能な社会を実現するためには持続可能なライフスタイルを私たちの生活に溶け込ませることが重要であることから、そのための土台となる“人づくり”についても基本目標を設けます。また、上述した基本目標は、それぞれ分野別の取組であることから、これらを分野横断的に進めるための重点プロジェクトを設定します。

なお、下図は、目指すべき環境像を支える(実現する)ために必要な3つの柱(地球環境、資源循環、地域環境)とこれらを支える土台(人づくり)、また柱を横断的に束ねる横軸(重点プロジェクト)をイメージしています。

25ページには各基本目標の考え方を示すとともに、基本目標に取り組むことでSDGsの目標達成につながるゴールアイコンについて掲載します。

また、26ページには、各基本目標に基づいて進める“施策の方針”および“基本施策”について、体系的に示します。

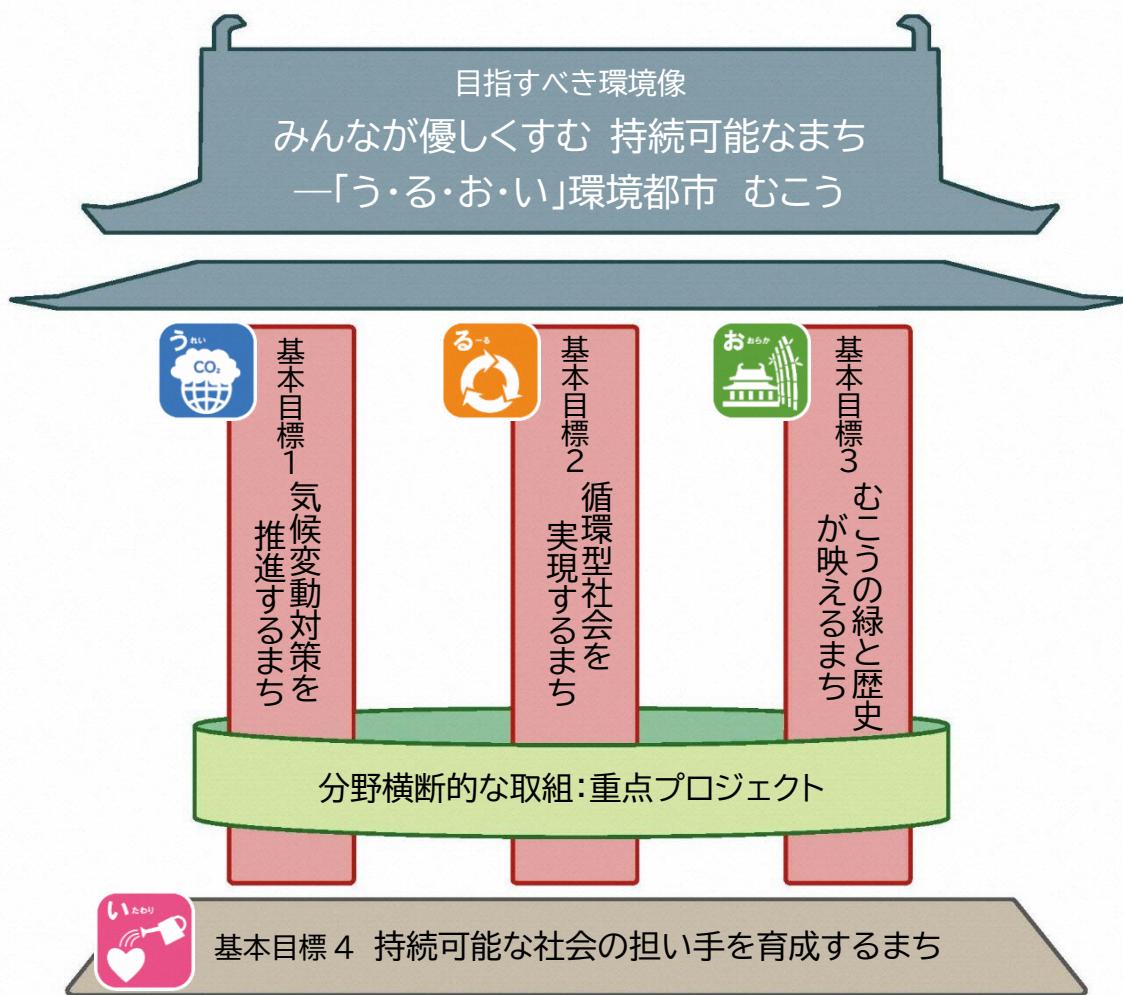


図 長岡宮大極殿※に模した施策の体系のイメージ

※1200年前に天皇が政治を司った建物

■基本目標1 気候変動対策を推進するまち (地球環境)

ひと、まち、地域資源を総動員して気候変動対策を進め、本市が掲げる 2050 年におけるゼロカーボンの実現を目指します。



学校で育てられたグリーンカーテン

■基本目標2 循環型社会を実現するまち (資源循環)

ごみの排出抑制や再利用、再生利用の取組を進めるとともに、食品リサイクルやプラスチック資源循環の取組などを通じて循環型社会の実現を目指します。



家庭ごみ収集の様子

■基本目標3 むこうの緑と歴史が映えるまち (地域環境)

良好な生活環境を維持するとともに、竹林に代表される自然環境や西国街道などの地域資源を身近に感じることができ、住む人にやさしいまちを目指します。



西国街道沿いに所在する国登録有形文化財「中小路家住宅」

■基本目標4 持続可能な社会の担い手を育成するまち (人づくり)

市民・事業者・市・市民団体が連携し、全ての取組の土台となる持続可能なライフスタイルを生活に溶け込ませることを目指します。



ごみゼロ・向日市一斉クリーン作戦の様子

みんなが優しくすむ持続可能なまち
—「う・る・お・い」環境都市 むこう

[目指すべき環境像]

[基本目標]

【計画体系】

[基本施策]



第4章 環境像実現に向けた取組

■本章の各ページの構成について

本章では、第3章で示した計画の体系における基本目標、基本方針、基本施策について具体的な内容を次頁以降に示しており、ここでは基本目標ごとの頁構成について説明しています。

なお、「第4章 基本目標1 気候変動対策を推進するまち」については、「向日市地球温暖化対策実行計画[区域施策編]」(以下、「区域施策編」という。)としての内容を併せ持っていることから、区域施策編の前提条件となる事項についても整理し、記載しているため構成が異なります。(詳細はp33参照)

●SDGsゴール

基本目標が対象としているSDGsのゴールを示しています

基本目標 3 あやめむこうの緑と歴史が映えるまち (地域環境)

- 市町かみかみ 3-1 地域の自然環境を保全・活用する
- 市町かみかみ 3-2 快適な都市環境をつくる
- 市町かみかみ 3-3 歴史的資源をまちづくりに活かす
- 市町かみかみ 3-4 良好な生活環境を守る

目標・管理項目

項目名	現状値	目標値
2回給水回数	一人あたり1.3 m ³ (2021年度)	一人あたり4.5 m ³ (2031年度)
人気	100% (2021年度)	BOD:100% SS:95% (2021年度)
確立基準 満点基準 得点	83% (2021年度)	100% (2031年度)

43

«基本目標のページ»

施策の方針 1-1 脱炭素に向けた取組を推進する

施策の方針の考え方

家庭や事業所等における省エネルギー化を進め、エネルギーの消費を抑制し、温室効果ガスの排出削減を図ります。

基本施策

①省エネ型ライフスタイルの推進

仮設むこうによる青電供給などを通じて、住民へのグリーンカードの設置や農作物の生産地名の普及を図るなど、リサイクルチヨイズ活動の活性化を図り、省エネ型のライフスタイルの普及に努めます。

②建築物のエネルギー効率の向上

建築物の新築時におけるZEB-ZEH、既存住宅の高断熱化を推進するとともに、既存施設の高効率化を推進します。また、公共施設においても、BEMSの導入や効率機器の導入を積極的に進めます。

③再生可能エネルギーの活用推進

再生可能エネルギーの活用を推進するため、市民や事業者の再生可能エネルギー導入に対する支援、公共施設への再生可能設備の積極的導入を行います。また、公・民間における再生可能エネルギー・山形電力の普及を図ります。

④環境に配慮した移動手段の利用推進

歩道・自転車や車両・バスなどの公共交通の活用を推進するとともに、公用車を含む自動車やバイクについてはZEV化を推進します。

●施策の方針の考え方

各施策がどのような考え方に基づいているか説明しています。

●基本施策

施策の方針に基づいて取り組まれる施策の基本的な方向を示しています。

■市の取組および市民・事業者の環境配慮指針

市の取組

- 名工型ライフスタイルの普及に向けて、広報など、うらホームページにて市民や事業者の名工型行動の各種に努めるとともに、向日市森林作付について、学校給食や市内飲食店での利用促進を図ります。
- 公共建築物のBEMSの導入や省エネ設備の導入を行い、エネルギー効率の向上を図ります。また、公共施設への再生可能エネルギーの導入等や公用事務のZEB化を進めながら、エネルギーの脱炭素化を進めます。

市民の環境配慮指針

- 市が発信する情報をおはじめとした各種メディアからの情報(ら)について、気候変動対策の取組に努めるとともに、グリーンカードなど省エネ型ライフスタイル実践により、住宅改修時や既存住宅の改修時の省エネ化を検討するとともに、自家の購入検討の際に省エネ性能を優先するなど、エネルギー効率の向上に努めます。また、再生可能エネルギーの設置や再生可能エネルギー売却エネルギーの利用などを検討します。
- 気候変動によるリスクについて学び、熱中症や感染症対策など対策に努めます。

事業者の環境配慮指針

- 市が発信する情報をおはじめとした各種メディアからの情報について、気候変動対策の取組に努めるとともに、事業活動における省エネ行動の実践に努めます。
- 事業所についてZEB化や改修時の省エネ化を検討するとともに、エネルギー効率の高い設備機器の導入に努めます。また、再生可能エネルギーの設置や再生可能エネルギー売却エネルギーの利用を検討します。
- 気候変動によるリスクについて学び、熱中症や感染症対策など対策に努めます。

«基本方針のページ»

«取組および配慮指針のページ»

図 本章における各ページの構成

基本目標 1



気候変動対策を推進するまち

(地球温暖化対策実行計画(区域施策編))



(地球環境)

施策の方針 1-1 脱炭素に向けた取組を推進する

施策の方針 1-2 気候変動への適応を推進する

■地球温暖化対策実行計画[区域施策編]について

前述したとおり、基本目標1は区域施策編としてのとしての内容を併せ持っていることから、p32 で示した他の基本目標の構成とは異なっています。

基本目標1では、p32 で示した項目の他、“本市における温室効果ガス排出状況および将来推計結果”、“温室効果ガス削減目標”を記載しています。また、これと関連して、資料編に区域施策編の進捗を管理するための“管理指標”、各主体がどのようなことに取り組むべきかを整理した“温暖化対策配慮指針”を別途整理しています。

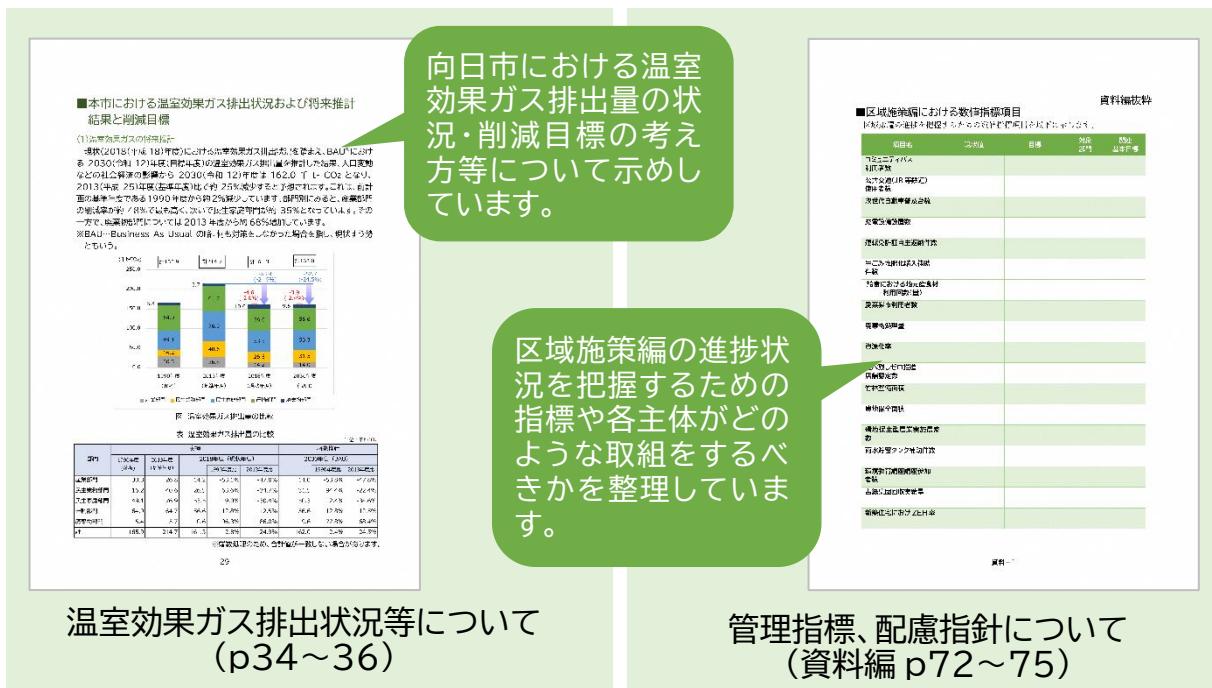


図 区域施策編独自の項目について

■本市における温室効果ガス排出状況および将来推計結果と削減目標

(1) 温室効果ガスの将来推計

現状(2018(平成 30)年度)における温室効果ガス排出状況を踏まえ、BAU^{*}における 2030(令和 12)年度(目標年度)の温室効果ガス排出量を推計した結果、人口変動などの社会経済の影響から 2030(令和 12)年度は 162.0 千 t- CO₂ となり、2013(平成 25)年度(基準年度)比で約 25% 減少すると予想されます。これは、前計画の基準年度である1990 年度から約 2% 減少しています。部門別にみると、産業部門の削減率が約 48% で最も高く、次いで民生家庭部門が約 35% となっています。その一方で、廃棄物部門については 2013 年度から約 68% 増加しています。

*BAU…Business As Usual の略。何も対策をしなかった場合を指し、現状すう勢ともいう。

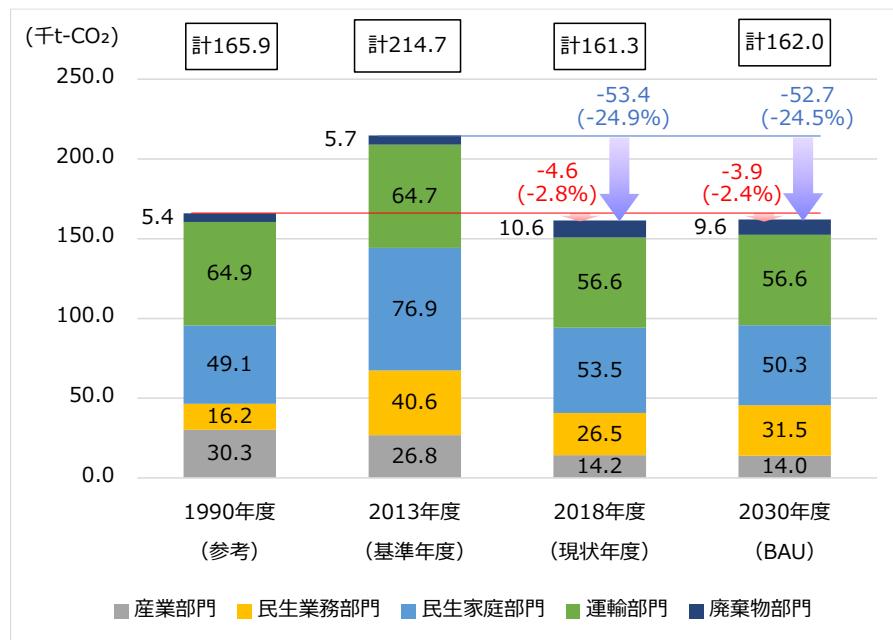


図 温室効果ガス排出量の比較

表 温室効果ガス排出量の比較

単位 : 千t-CO₂

部門	実績					将来推計		
	1990年度 (参考)	2013年度 (基準年度)	2018年度 (現状年度)		2030年度 (BAU)	1990年度比	2013年度比	
			1990年度比	2013年度比				
産業部門	30.3	26.8	14.2	-53.1%	-47.0%	14.0	-53.8%	-47.8%
民生業務部門	16.2	40.6	26.5	63.6%	-34.7%	31.5	94.4%	-22.4%
民生家庭部門	49.1	76.9	53.5	9.0%	-30.4%	50.3	2.4%	-34.6%
運輸部門	64.9	64.7	56.6	-12.8%	-12.5%	56.6	-12.8%	-12.5%
廃棄物部門	5.4	5.7	10.6	96.3%	86.0%	9.6	77.8%	68.4%
計	165.9	214.7	161.3	-2.8%	-24.9%	162.0	-2.4%	-24.5%

※端数処理のため、合計値が一致しない場合があります。

(2)削減目標

【対策などによる削減可能量の試算】

2030 年度における温室効果ガス排出量について、BAU に加えて、家庭や事業所などにおける省エネルギー行動や省エネルギー、再生可能エネルギー設備の導入などの対策を行った場合の削減効果を考慮し、対策による削減可能量を試算しました。

試算の結果、本市において、温室効果ガス排出量の部門別の削減対策を最大限実施すると、対策によって 45.3 千 t- CO₂(21.1%) の削減が可能であり、これと社会経済による影響(52.7 千 t- CO₂)を合わせると、基準年度(214.7 千 t- CO₂)から 98.0 千 t- CO₂(45.6%) の削減が可能となります。

なお、削減可能量を算定するにあたっては、国のエネルギー・ミックスの効果を考慮すべきですが、国が公表している 2030 年度における電気の二酸化炭素排出係数(0.37 kg-CO₂ /kWh)の目標値を関西電力における 2018 年度の値(0.352 kg- CO₂ /kWh)が既に下回っていることからここでは 2030 年度の電気の二酸化炭素排出係数を 0.352 kg- CO₂ /kWh とし、試算しました。

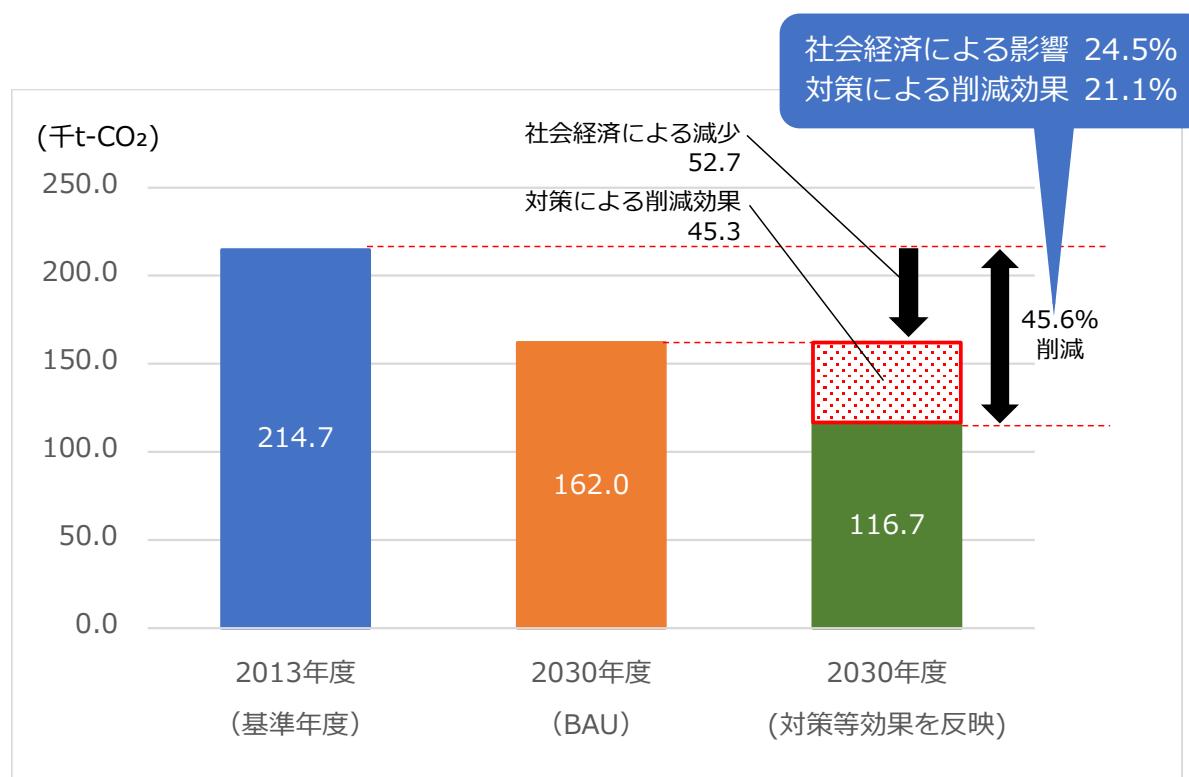


図 温室効果ガス排出量の比較

表 部門別削減量の試算結果

単位：千t-CO₂

部 門	① 2013年度 (基準年度)	2030年度 (目標年度)						
		② BAU	③ 対策による 削減効果	④ 電力排出 係数の 低減効果	⑤ 削減効果等 の合計	⑥ 対策等効果 を反映した 排出量	⑦ 基準年度からの 削減量	
					③+④	②-⑤	①-⑥	
産業部門	26.8	14.0	3.1	0.0	3.1	10.9	15.9	59.4%
民生業務部門	40.6	31.5	16.3	0.0	16.3	15.2	25.4	62.5%
民生家庭部門	76.9	50.3	15.1	0.0	15.1	35.2	41.7	54.2%
運輸部門	64.7	56.6	8.8	-	8.8	47.8	16.9	26.2%
廃棄物部門	5.7	9.6	2.0	-	2.0	7.6	-1.9	-33.9%
総排出量	214.7	162.0	45.3	0.0	45.3	116.7	98.0	45.6%

※端数処理のため、合計値が一致しない場合があります。

【削減目標】

本市では 2050 年にゼロカーボンシティを目指すことを目標としており、前述の削減可能量の試算結果を踏まえ、本計画における温室効果ガスの総量削減目標を以下のとおり示します。

【中期目標】

2030 年度における向日市の温室効果ガス排出量について
2013 年度に比べて 46% 削減することを目指します。

【長期目標】

脱炭素社会に向けて、2050 年までに
CO₂(二酸化炭素)を排出実質ゼロにすることを目指します。

目標・管理項目

温室効果ガス排出量削減目標

現状値	目標値
<p>—</p> <p>215 千t-CO₂</p> <p>基準年度 2013 年度※</p>	<p>-46%</p> <p>116 千t-CO₂</p> <p>2030 年度※</p>

※地球温暖化対策実行計画(区域施策編)について、国との整合を図り、基準年度を 2013 (平成 25) 年度、目標年度を 2030(令和 12) 年度とします。

項目名	現状値	目標値
戸建て住宅に占める太陽光発電設備の導入件数	883 件 (戸建て住宅の約 5.1%) (2020 年度)	1,800 件 (戸建て住宅の約 10.3%) (2031 年度)
公共施設における LED 照明利用率	55% (2021 年度)	100% (2031 年度)

施策の方針 1-1 脱炭素に向けた取組を推進する

施策の 方針の 考え方

家庭や事業所等における省エネルギー化や再生可能エネルギー利用を推進し、エネルギーの消費を抑制し、温室効果ガスの排出削減を図ります。

基本施策

① 再生可能エネルギーの活用推進

市民や事業者の太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー設備導入に対し、積極的な支援をするとともに、公共施設への太陽光発電設備の積極的導入を行います。また、公共・民間における再生可能エネルギー由来電力の普及を図ります。

② 省エネ型ライフスタイルの推進

広報むこうによる情報発信などを通じて、住宅へのグリーンカーテンの設置や農作物の地産地消の普及を図るなどクールチョイス活動の浸透を図り、省エネ型のライフスタイルの普及に努めます。

③ 建築物のエネルギー効率の向上

建築物の新築時におけるZEB・ZEH、既存住宅の高断熱化を推進するとともに、設備機器の高効率化を推進します。また、公共施設においても、BEMSの導入や高効率機器の導入を積極的に進めます。

④ 環境に配慮した移動手段の利用推進

歩く・自転車や電車やバスなどの公共交通の活用を推進するとともに、公用車を含む自動車やバイクについてはZEV^{*}化を推進します。

※ZEV:「Zero Emission Vehicle」の略。電気自動車(EV)、燃料電池車、「プラグインハイブリッド車(PHV)などを指す

施策の方針 1-2 気候変動への適応を推進する

施策の 方針の 考え方

今後、温暖化がさらに進むことで、自然災害の発生や人の健康への悪影響など様々な影響が生じると考えられることから、これらへの適応を図ります。

基本施策

① 自然災害に強いまちづくり

近年、気候変動にともなって大雨や短時間強雨の頻度が増加し、極端な降水の強さもますます傾向にあり、全国各地で豪雨などによる水害が発生していることから、災害を想定した市の体制整備や下水道(雨水)施設を含めた災害に強い都市基盤の整備を行うとともに、平時より災害発生時に備えた防災マップの普及や災害廃棄物対策を進めます。

② 健康的な生活の推進

近年、気候変動によって気温が上昇するなどの影響により、従来は高温環境下での労働や運動活動で多く発生していた熱中症が、日常生活においても発生しやすくなっています。また、ヒトスジシマカなどウイルスを媒介する蚊が温暖化で活発化することで感染症のリスクを高めることも懸念されており、これらへの対策についての情報発信を行います。

■市の取組および市民・事業者の環境配慮指針

市の取組

- 広報むこうやホームページなどで市民や事業者の省エネ行動の啓発に努めます。
- 向日市産の農作物を学校給食や市内飲食店での利用促進を図ります。
- 公共施設の新築の際、BEMS や ZEB の導入を進めます。
- 既存公共施設の LED 照明化、省エネ空調の採用、断熱化に取り組みます。
- 公共施設の新築の際、内装に木材利用を促進します。
- 公共施設の新築時などに太陽光発電や蓄電池を導入します。
- 公共施設へ再生可能エネルギー由来の電力を段階的に導入します。
- 公用車のハイブリットカーや電気自動車、電動バイク、電動自転車などへの転換を進めます。
- 市民や事業者に対し、建築物などの省エネルギー化を促進するため、様々な支援に国や府と連携して取り組みます。
- 市民や事業者に対し、太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー設備の導入を推進するため、様々な支援に国や府と連携して取り組みます。
- ぐるっとむこうバスをはじめとする公共交通の利用を促進します。
- 歩行者や自転車が安心・安全に通行できる道路整備に努め、自動車に頼らないライフスタイルへの転換を推進します。
- 多発化・激甚化する降雨や、大型台風による浸水・暴風に対する本市の警戒体制を確立するとともに防災マップの普及啓発に取り組みます。
- 公共下水道雨水対策事業の整備を推進するとともに、小規模排水路の改修や浚渫などによる浸水対策を進めます。
- 雨水の流出抑制及び資源の有効活用を図るため、開発事業者に雨水流出抑制施設の設置を指導するとともに雨水貯留タンクの普及を推進します。

市民の環境配慮指針

- 広報むこうやホームページ、各種メディアからの省エネ行動や再生可能エネルギー利用に係る情報を収集し、脱炭素に向けて取り組みます。
- クールチョイスな省エネ型ライフスタイルに取り組みます
- 住宅新築時における ZEH や既存住宅の改修時の高断熱化に取り組みます。
- 家電の購入検討の際に省エネ性能を優先するなど、エネルギー効率の向上を促進します。
- 太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー設備の設置や再生可能エネルギー由来エネルギーを利用します。
- 自動車の利用を抑制し、移動手段を公共交通機関へ転換します。
- 気候変動によるリスクについて学び、熱中症や感染症対策など対策します。

事業者の環境配慮指針

- 広報むこうやホームページ、各種メディアからの省エネ行動や再生可能エネルギー活用に係る情報を収集し、脱炭素に向けて取り組みます。
- 事業所新築時における ZEB や既存事務所の改修時の高断熱化に取り組みます。
- エネルギー効率の高い設備機器を導入します。
- 太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー設備の設置や再生可能エネルギー由来エネルギーの利用に取り組みます。
- 事業活動による自動車の利用抑制やZEVを導入します。
- 気候変動によるリスクについて学び、熱中症対策など従業員の労働環境への配慮や災害発生時に備えた BCP 対策などに取り組みます。
- 環境マネジメントシステムの取り組みをします。

基本目標 2



循環型社会を実現するまち



(資源循環)

施策の方針 2-1 ごみの適正処理を推進する

施策の方針 2-2 資源循環利用を促進する

目標・管理項目

項目名	現状値	目標値
1人1日あたり 収集可燃ごみ量	454g (2021年度)	365g 以下 (2031年度)
再生利用率 (リサイクル率)	5.6% (2021年度)	13.8% (2031年度)
一般廃棄物の焼却 に伴う温室効果 ガス排出量	10.6t-CO ₂ (2021年度)	7.4t-CO ₂ (2031年度)

施策の方針 2-1 ごみの適正処理を推進する

施策の 方針の 考え方

市民が排出する家庭系ごみおよび事業所が排出する事業系ごみについては、市民や事業者の協力のもと、資源の分別、適正処理を行います。

基本施策

①ごみの適正処理・効率化の推進

ごみの適正処理を図るため、市民に向けて広報むこうやごみ分別アプリを通じてわかりやすいごみの出し方等の情報提供を行うことで、分別意識を高めるとともに、プラスチックによる海洋汚染が問題視されていることから、プラスチックごみの収集対象の拡大を検討することで、ごみの減量や適性排出を促します。

また、事業所から排出される事業系一般廃棄物については、排出量が増加傾向にあるため、排出者責任の徹底や、指導強化を進め、多量排出事業者には減量化計画の提出を指示し、ごみ減量を推進します。

②不法投棄の防止と美化の推進

分別ステーションや農地・竹林などへの不法投棄を防止するためのパトロールを実施するとともに、広報やパンフレットでごみの適正な処理について市民に協力を呼びかけることで、市民の意識向上を図り、不法投棄の防止に努め、市内の美化を図ります。

施策の方針 2-2 資源循環利用を促進する

施策の 方針の 考え方

限りある資源を有効利用するため、ごみの発生抑制、再利用の徹底を図るとともに、処理が必要な場合は再生利用を行います。

基本施策

① 資源循環を推進するための意識啓発

市民や学校などを対象としたごみ処理施設の見学や、分別収集された資源物の再生利用方法を広報するなど、資源循環の重要性について理解が深められるよう啓発します。

② ごみの発生・排出抑制と再利用の推進

マイボトルの普及や使い捨てスプーンやストローの使用抑制などを通じたプラスチック廃棄物をはじめごみ排出抑制に取り組むとともに、大規模事業者にごみ減量計画書の提出を求め、ごみ減量を推進します。

③ ごみの再生利用の推進

家庭における生ごみみたい肥化容器の普及、学校や公共施設などの資源物回収、古紙等の集団回収に対する助成などを通じて、資源回収・再生利用の取組を推進します。

④ 食品ロスの削減の推進

本来食べられるのに捨てられてしまう食品(食品ロス)を削減するため、食品ロス削減計画の検討をはじめ、広報を通じた食品ロス削減に関する情報発信や、市内飲食店との協力による「食べ残しぼり推進店舗」認定制度の推進に取り組みます。

■市の取組および市民・事業者の環境配慮指針

市の取組

- インターネットによる粗大ごみ回収受付サービスを実施します。
- ごみ処理施設の見学等を通じてごみ問題についての学習を実施します。
- マイボトル運動を推進します。
- 事業用大規模建築物所有者等に事業系一般廃棄物減量計画書の提出を求めます。
- 食品ロス削減計画を検討します。
- 「食べ残しぜロ推進店舗」認定制度を推進します。
- 食品ロス削減に関する情報を発信します。
- 家庭や事業所における生ごみ堆肥化容器などの購入助成を行います。
- 学校、保育所、公共施設等での資源物回収を促進します。
- 古紙等集団回収助成金制度の普及促進を図ります。
- 捲点回収の新設・拡大を図ります。
- 広報むこうやごみ分別アプリにおいてごみの適正処理に関する啓発を行います。
- プラスチックごみの収集対象の拡大について検討します。
- 事業系一般廃棄物の減量化に向けた指導を強化します。
- 分別ステーションの不法投棄や前日出しを防ぐためパトロールを実施します。
- 農地や竹林への不法投棄防止を啓発します。

市民の環境配慮指針

- ごみ処理施設の見学等を通じてごみ問題について理解を深め、適正排出に取り組みます。
- 消費に関するライフスタイルを見直し、環境に優しい商品の購入に取り組みます。
- プラスチック容器包装の少ない商品の購入に取り組みます。
- 食品ロス削減に関する情報収集に努め、食品ロス削減に取り組みます。
- 生ごみ堆肥化容器購入助成制度を利用し、生ごみを堆肥化することでごみの減量化に取り組みます。
- 古紙等集団回収助成金制度を利用し、資源のリサイクルに取り組みます。
- 広報むこう等で情報を収集し、ごみ減量、適正排出に取り組みます。
- 分別ステーション等への不法投棄や前日出しを行わず、適正排出します。

事業者の環境配慮指針

- 事業所内でのマイボトル持参運動を推進します。
- 事業用大規模建築物所有者等は事業系一般廃棄物減量計画書を作成するとともに市に提出し、ごみ減量化を図ります。
- 使い捨て容器、スプーンやストローの提供を控えます。
- プラスチック容器包装の少ない商品の提供や簡易包装に取り組みます。
- 飲食店は「食べ残しぜロ推進店舗」認定制度の承認を受け、食ロス削減に取り組みます。
- 食品ロス削減に関する情報収集に努め、食ロス削減に取り組みます。
- 事業所における生ごみ堆肥化容器などを導入し、ごみ減量に取り組みます。
- 事業所敷地内における拠点回収の設置に協力します。

基本目標 3



むこうの緑と歴史が映えるまち



(地域環境)

施策の方針 3-1 地域の自然環境を保全・活用する

施策の方針 3-2 快適な都市環境をつくる

施策の方針 3-3 歴史的資源をまちづくりに活かす

施策の方針 3-4 良好的な生活環境を守る

目標・管理項目

項目名	現状値	目標値
公園緑地面積	一人あたり 1.3 m ² (2021年度)	一人あたり 4.5 m ² (2031年度)
環境基準 達成状況	大気 100% (2021年度)	100% (2031年度)
	河川水質 (BOD [※] . SS [※]) BOD:100% SS:95% (2021年度)	
	騒音 83% (2021年度)	

施策の方針 3-1 地域の自然環境を保全・活用する

施策の方針の考え方

市内に残された自然環境の保全や活用を積極的に進めるとともに、生物多様性についての意識を高めます。

基本施策

① 生物多様性の普及・啓発・活用の実施

生物多様性についての意識を高めるとともに、保全・活用を進めます。また、市内の生きものについての情報発信や外来生物対策などを通じて、市内における生物多様性の現状への関心を高めます。

② 向日丘陵の緑をはじめとした自然環境の保全・育成

市内には向日丘陵の竹林をはじめ、市内に点在するため池などの自然環境が残されており、これらの環境に依存する生きものの生息地として重要であることから、これからも保全、育成を図ります。

③ 農地等の保全と活用

市内の農地は開発に伴って減少傾向にありますが、農地の集積などによる農業者支援や環境にやさしい農業の推進などを通じて、農地の保全や活用を行います。

④ 自然とふれあえる場の確保

本市を象徴する緑である竹林をはじめとした自然環境について、保全・整理などを通じて自然環境とふれあえる場として活用します。

施策の方針 3-2 快適な都市環境をつくる

施策の 方針の 考え方

公園・緑地の整備や市街地の緑化を進めるとともに、道路環境整備などを通じて、快適な都市環境をつくります。

基本施策

① 公園、緑地の整備、保全

市内における公園や緑地の適切な維持管理を行うとともに、公園、緑地の整備を通じて地域環境と調和のとれた都市開発を行います。

② 都市緑化の推進

開発事業に伴う緑化の指導や公共施設の緑化などのまとまった緑の整備を行うとともに、街路樹や公園花壇など市内に点在する緑の確保に努め、都市緑化を推進します。

③ 快適な道路環境づくりの推進

都市計画道路や幹線道路などの整備を行うことで、歩行者や自転車利用者が安全・安心して利用できる快適な道路環境を推進します。

④ 水辺環境を活かした都市緑地の確保

市内の河川やため池などの水辺環境に親しむことができる遊歩道の保全・管理を行います。

⑤ 空き家、空き地対策の推進

空き家や空き地の適正管理を実施します。

施策の方針 3-3 歴史・文化資源をまちづくりに活かす

施策の方針の考え方

市内に多数存在する歴史・文化遺産の保全に取り組むとともに、これらを活用した景観形成など、魅力的なまちづくりを進めます。

基本施策

① 歴史的資源の保全と活用

史跡長岡宮跡や乙訓古墳群、重要文化財向日神社、旧上田家住宅、物集女城跡など市内に所在する文化財を適切に保護し、市民等に親しまれる公園として積極的に整備し、歴史・文化資源を活かしたまちづくりを推進します。

施策の方針 3-4 良好な生活環境を守る

施策の 方針の 考え方

大気や水質、静けさなど、私たちの生活を取り巻く環境の保全に取り組み、安心して暮らすことができる環境を維持します。

基本施策

① 大気環境の保全

自動車や事業所からの排ガス対策を進めるとともに、公共交通機関の利用促進などの総合的な交通政策、野焼きの抑制などを通じて、大気環境の保全を推進します。

② 良好な水環境、水循環の確保

河川清掃などによる水辺の美化や下水道への未接続者の接続推奨などによる河川水質の向上、地下水涵養などの取組を通じて、良好な水環境や水循環の保全を推進します。

③ 快適な静けさの確保

自動車騒音をはじめ、事業所や建設作業に伴う騒音や振動の発生対策に取り組み、快適な静けさの確保を推進します。

④ 有害化学物質による環境汚染の防止

特定有害化学物質に関する情報の収集・提供を行うとともに、必要な場合は有害化学物質対策を実施します。

■市の取組および市民・事業者の環境配慮指針

市の取組

- 市民や事業者の生物多様性についての関心を高めるとともに、市内の生物多様性についての情報を発信します。
- 向日丘陵をはじめとした市内の自然環境を保全するとともに、市民が自然とふれあうことができる場として提供します。
- 竹林の保全管理に向けた市民活動を推進します。
- 竹林の適正管理や整備による良好な景観を維持し、豊かな自然環境を保全します。
- 農地の集積などを通じた農業者支援や、環境にやさしい農業を推進します。
- 快適な都市環境を形成するため、公園や緑地、街路樹など都市緑地の適正管理を行います。
- 安全安心に通行できる歩道や自転車道、憩いを感じられる水辺環境の適正な保全・管理を行います。
- 本市の歴史・文化資源を活かすため、これらの保全・活用を行うとともに、中心市街地、西国街道などにおける歴史を感じることができるまちづくりを行います。
- 本市の良好な生活環境を引き続き維持するため、カーシェアリングやエコドライブを奨励し、自動車や事業所の排ガスなどを原因とする排ガス対策を進めます。
- 下水道接続の奨励などによる河川水質保全に取り組みます。
- 条例に基づき地下水採取者による取水量の定期報告や水位測定により、過剰くみ上げを防止します。
- 大気、水質、騒音の監視を行い、良好な環境づくりに取り組みます。
- 特定建設・特定施設の届出を通じた騒音、振動発生抑制を指導します。
- 空き家や空き地の適正な管理を指導します。

市民の環境配慮指針

- 生物多様性についての理解を深めるとともに、身近な自然環境についての関心を高め、自然とふれあう機会を持ちます。
- 良好的な都市環境をつくるため、敷地内の緑化や庭木、花壇の維持、みどりあふれるまちづくりに協力します。
- 公園や歩道などのインフラを積極的に活用し、賑わいを生み出します。
- 本市の歴史や歴史・文化資源に关心を持つとともに、これらを活かしたまちづくりに対する理解を深め、景観形成や歴史・文化資源の保全などの取組に協力します。
- 本市の良好な生活環境を引き続き維持するため、ZEVの導入や自動車の利用抑制などを通じた排ガス対策、下水道接続による河川水質保全、自動車騒音や近隣騒音などの発生抑制に取り組みます。
- 地域住民の協力がよりよい環境づくりにつながることを理解し、隣近所への日常生活騒音などの配慮を心がけ、日ごろからコミュニケーションを取ります。

事業者の環境配慮指針

- 生物多様性についての理解を深めるとともに、事業活動が生物多様性に与える影響を理解し、持続可能な利用に努めます。また、市内の自然環境の維持に協力します。
- 快適な都市環境をつくるため、自社敷地内や建物を積極的に緑化するなど、良好な景観の維持に協力します。
- 本市の歴史や歴史・文化資源に関心を持つとともに、これらを活かしたまちづくりに対する理解を深め、景観形成や歴史・文化資源の保全などの取組に協力します。
- 地域の歴史・文化資源を活かした商品開発を行うなど、地域経済への波及効果を生み出します。
- 本市の良好な生活環境を引き続き維持するため、事業活動による自動車の利用抑制、ZEVの導入などを通じた排ガス対策、下水道接続による河川水質保全、自動車騒音や建設作業騒音などの発生抑制に取り組みます。
- 特定建設・特定施設の届出を通じた騒音、振動発生抑制を実施します。
- 自社の環境対策などに関する情報の積極的公表などにより、地域住民や消費者などとの適切なコミュニケーションを取ります。

基本目標 4



持続可能な社会の担い手を 育成するまち (人づくり・市民参画)



施策の方針 4-1 環境に関する情報を収集し、提供する

施策の方針 4-2 環境教育・環境学習を推進する

施策の方針 4-3 オール向日市で環境保全活動に取り組む

目標・管理項目

項目名	現状値	目標値
広報・HP 等で環境 に関する情報提供	12回/年 (2021年度)	12回以上/年 (2031年度)
市民講座の開催数	2回/年 (2021年度)	4回以上/年 (2031年度)
環境保全に取り組 む企業や団体との 連携	3団体 (2022年度) (協定締結数※)	10団体 (2031年度)

※市が環境保全に取り組む企業や団体と結んだ協定数

施策の方針 4-1 環境に関する情報を収集し、 提供する

施策の 方針の 考え方

環境関連情報を積極的に収集するとともに、市民や事業者に情報発信することで、環境保全に対する意識を啓発します。

基本施策

① 環境情報の効果的な収集、提供

市民アンケート調査の結果では、環境基本計画についての認知度の低さや、環境保全よりも利便性を優先するという傾向が伺えており、啓発を通じて環境保全に対する意識を高める必要があります。このため、国や京都府などから公表される各種環境関連情報の収集を積極的に行うとともに、本市独自の環境関連情報なども含めて広報むこうやホームページなどを通じて、市民や事業者に情報提供します。

施策の方針 4-2 環境教育・環境学習を推進する

施策の 方針の 考え方

学校や地域活動を通じて、環境について学ぶ機会を提供することで、市民や事業、子どもたちの環境意識を高めます。

基本施策

① 小・中学校における環境教育の充実

小・中学校における環境教育を通じて、未来の社会を担う子どもたちの環境保全に対する認識を高めるとともに、子どもたちが家庭や地域に働きかける流れを生み出すことで、大人の環境に対する意識、関心も高めていきます。

② 地域、家庭、職場における環境学習の推進

環境保全についての意識を高めるため、地域や家庭、職場における環境学習の機会として、環境市民講座や出前講座を開催するとともに、これらへの参加が地域における環境保全活動への参画の足がかりとなるように働きかけます。

施策の方針 4-3 オール向日市で 環境保全活動に取り組む

施策の 方針の 考え方

市民、事業者、市民団体、行政が協働する
場づくりを行うとともに、これらをきっかけと
て本計画を推進します。

基本施策

① 活動の機会・場づくりの実施

環境に関連する取組を行っている市民団体や環境保全に取り組む事業者などが連携や活動する機会や場を提供し、多様な主体の参画による地域課題の解決に向けた取組を推進します。

② 環境基本計画の推進母体を含めた体制づくり

環境基本計画を推進する上では市民・事業者・市による協働が不可欠であることから、本計画の推進母体として進捗管理や評価を行う組織を新たに設置・運営し、効果的に計画を推進します。

■市の取組および市民・事業者の環境配慮指針

市の取組

- 国や京都府から公表される環境情報の収集を積極的に進めるとともに、市民や事業者に各種情報を発信し、意識啓発を行います。
- 小中学校のカリキュラムを通じた環境教育や環境市民講座や出前講座を通じて、子供から大人まで幅広い年齢層が環境について学ぶ機会を提供します。
- 環境に関する市民団体や環境保全活動に関心の高い事業者などと連携し、地域の環境保全活動を推進します。
- 市内一斉クリーン作戦を含む美化活動を通じ、市民や事業者が参画する機会を提供します。
- 本計画を推進するための母体となる進捗管理や評価をする組織を設置・運営します。

市民の環境配慮指針

- 市や各種メディアなどを通じて環境関連情報を積極的に収集し、環境問題に対する意識を高めます。
- 日常生活を通じた環境負荷の低減、持続可能なライフスタイルに取り組みます。
- 自然観察会や地域の清掃活動などの地域や市の環境保全活動への参画を通じて環境保全に貢献します。

事業者の環境配慮指針

- 市や各種メディアなどを通じて環境関連情報を積極的に収集し、事業活動を通じた環境負荷の低減、気候変動が事業活動に与える影響を把握し、持続可能な事業活動に取り組みます。
- 事業を通じた地域環境保全への貢献や市の事業への参画を通じて環境保全に貢献します。
- 地域や市が進める環境保全活動に積極的に参加、協力することで、社会に貢献します。

市民団体の環境配慮指針

- 市や各種メディアなどを通じて環境関連情報を積極的に収集するとともに、これらの情報を活用して市民や事業者と協働して地域の環境保全に取り組みます。
- 地域の環境保全に向けて各種イベントの企画や啓発資料の作成、環境保全活動に関心の高い市民や事業者などと連携するなど、積極的な活動を展開します。
- 本計画に基づいて進められる各種取組に参画します。

第5章 重点プロジェクト

■重点プロジェクトについて

本計画では、目指す環境の将来像「みんなが優しくすむ 持続可能なまち—『う・る・お・い』環境都市 むこう」の実現に向け、4つの基本目標を掲げ、基本目標実現のための11の施策の方針を設けており、このうち特に重点的に取り組むべき事項について、次に示す3つの重点プロジェクトを位置づけています。

重点プロジェクトは本市の現状や社会情勢等から喫緊に対応が必要な課題に対応するため、前期5年間(2022(令和4)年度から2026(令和8)年度)に市民・事業者・市が計画的かつ効率的に実行して行きます。また、プロジェクトの内容は、それぞれの基本目標の枠内に捉われることなく、分野横断的な複数の取組を組み合わせたものとなっており、これによって幅広く取組による効果を期待できます。

なお各事業については、関連計画との整合性や市の財政状況などを踏まえ、優先順位をつけながら効率的に事業の推進を図ります。

■重点プロジェクトの選定基準

市では、環境基本計画で掲げた環境の将来像を実現するため、計画期間内の前期5年間に特に重点的に取り組むべき主要課題の解決に向けて、以下の選定基準によって施策を抽出し、重点プロジェクトとして位置付けています。

<重点プロジェクトの選定基準>

- ・ 分野横断的な視点で取り組むことができる事業
- ・ 時代背景を踏まえ、緊急性があり、かつ、優先的な取組が必要な事業
- ・ 市民から強く求められている事業(社会的な要請が強い事業)
- ・ 市民・市民団体・事業者・市の連携・協働により推進される事業
- ・ 事業効果が高い事業

重点プロジェクト

(プロジェクトの期間:前期 5 年間(2022~2026 年度))

①むこう 共生のまちプロジェクト

～人と環境が共生するゼロカーボンシティをめざして～

「まちづくり」を軸として、人と環境が共生し、環境と経済の好循環による経済の活性化を目指すプロジェクトです。

②むこう 巡るまちプロジェクト

～地域の資源が循環するまちをめざして～

「地域資源」を軸として、地域資源の活用を通じて環境保全や地域経済の活性化を目指すプロジェクトです。

③むこう 繋がるまちプロジェクト

～環境保全に取り組む人々がつながり、協働するまちをめざして～

「ひと」を軸として、市民や事業者、環境関連団体などがつながり、活動する機会・場を提供することで効果的な計画の推進を目指すプロジェクトです。

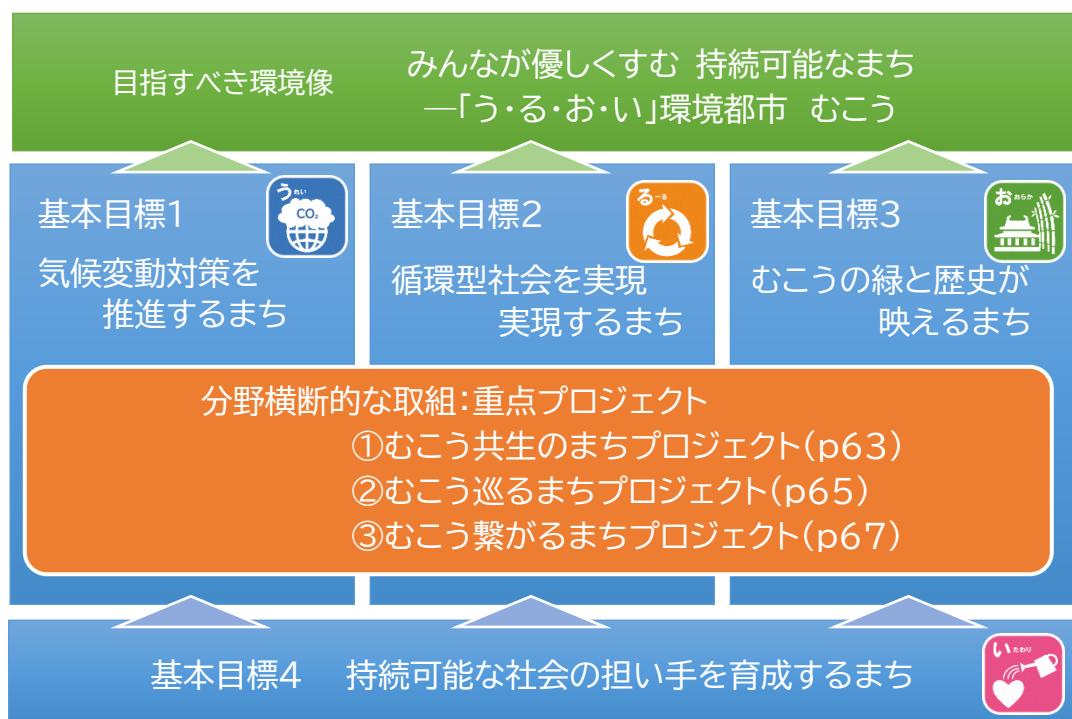


図 施策の体系と重点プロジェクトの位置づけ

①むこう 共生のまちプロジェクト

～ 人と環境が共生するゼロカーボンシティをめざして ～



●背景

本市では、2050 年のゼロカーボンシティを実現するために、率先してゼロカーボン化を図り、建築物の ZEB・ZEH 化や再生可能エネルギーの導入などの取組を展開していくことが必要です。現在、JR 向日町駅東側に位置する森本東部地区土地区画整理事業において、営農環境の保全や公園を整備しつつ、研究開発・業務等の立地誘導を行い、新たな産業拠点の形成が図られているほか、JR向日町駅周辺における市街地再開発事業や阪急洛西口駅西地区の土地区画整理事業等が進められており、環境との共生を図ったまちづくりが必要です。

●取組の概要

今後、本市におけるまちづくりにおいてはゼロカーボン化の取組と都市開発、地域の良好な環境保全の取組をバランス良く進めます。例えば、ゼロカーボンの実現に向けて、本市の特性を活かした再生可能エネルギーの導入を積極的に進めるとともに、住宅や施設、交通網、公共サービスなどの脱炭素化、最適化を図る環境配慮型都市(スマートシティ)を構築し、さらに自然環境や住環境、景観などの保全を図ります。また、開発エリアの事業者や地域住民が地域の環境保全、脱炭素化の取組を協働して進め、これらの取組を通じて環境と経済の両立による地域経済の活性化につなげていきます。

●[むこう 共生のまちプロジェクト]主な取組

基本目標 1: 建築物の ZEB・ZEH 化を促進し、省エネルギーを推進します。

住宅・公共施設等への太陽光発電設備・蓄電池の導入を促進します。

ZEV を普及促進します。 等

基本目標 3: 向日丘陵の緑をはじめ、自然環境や農地などを保全します。

公園や緑地の整備や保全を行います。 等

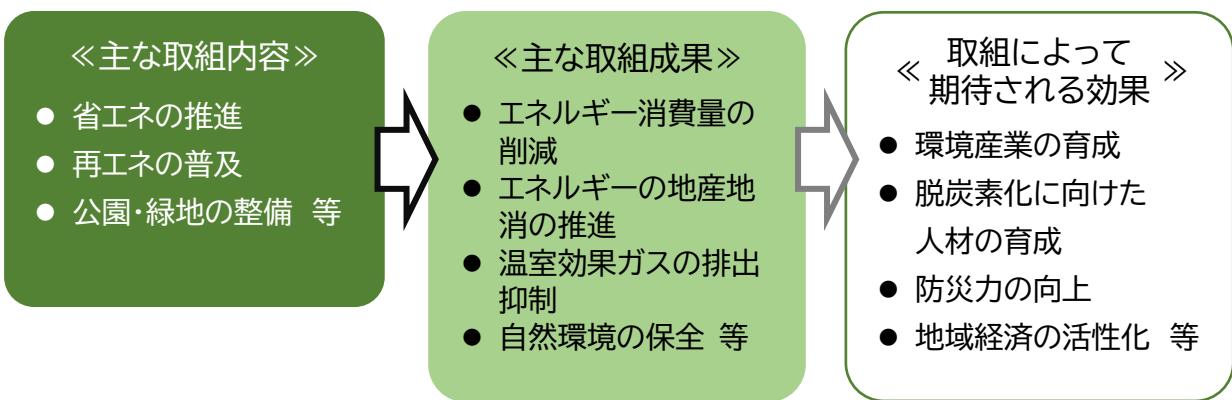
基本目標 4: 環境情報の収集や発信をします。

環境教育を推進し、人材を育成します。 等

●取組によって期待される効果

開発に伴って新たな都市拠点が整備されることで、多くの人や事業者間の交流が生まれると考えられ、これによって脱炭素に向けた人材育成や新たな環境産業の育成が期待されます。

また、家庭や公共施設などへの自立分散型電源である再生可能エネルギー・蓄電池、EV車などの普及を通じて、防災力の向上やエネルギーの地産地消が進むとともに、新たな産業拠点が生まれることによって地域経済の活性化が期待されます。



②むこう 巡るまちプロジェクト

～ 地域の資源が循環するまちをめざして ～



●背景

国は循環型社会の形成に向けて、第5次環境基本計画において、「地域循環共生圏※」の構築を掲げています。この考え方に基づき、本市においても地域の特性・資源をいかしつつ、地域活力の向上を図ることで、資源の循環利用や生態系の保全など本市の課題の解決につなげます。

※地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力を最大限に發揮するとともに地域課題の解決を目指す考え方。

●取組の概要

本市は市域面積の3割が山林や田畠などの農地となっており、これらは本市の特徴である竹林をはじめとした自然景観を形成するとともに、生きものの生息環境として重要な役割を果たしていることから、これらの地域資源の有効利用を通じて地域の環境保全を図ります。例えば、市民参加による竹林の維持管理やイベント利用などを通じて竹林への関心を高めるとともに、工芸品としての竹の活用、向日市産の農作物を地域特産として飲食店や給食で積極的に消費する地産地消を推進するなど、地域への経済的還元を図りながら地域の環境保全につなげます。

また、古紙回収助成金制度などの市民による資源回収の取組を支援する制度の導入を通じて、地域の未利用資源の収集を拡大するとともに、これらを再資源化し、製品として再生することで資源循環の取組を促進し、石油や木材など新たな資源の利用抑制や製造に伴う温室効果ガスの排出抑制を図ります。

●[むこう 巡るまちプロジェクト]主な取組

基本目標 2:ごみの減量と資源化を推進します。

食品ロスの削減を推進します。等

基本目標 3:竹林の保全活動を実施します。

竹林を活用したイベントを実施します。

市内農作物の給食で活用するなど地産地消を推進します。

基本目標 4:環境保全活動を推進します。等

●取組によって期待される効果

市内の竹林や農地の保全活用に取り組むことで、市内における生物多様性の保全が期待されるとともに、竹林の維持管理・活用を通じた良好な景観の維持によって、市の魅力の向上、経済的効果への貢献が期待できます。また、竹林や農地の保全は農地等の水源涵養能力効果が期待できることから、グリーンインフラとして水害の発生抑制などの効果が期待されます。

廃プラスチック類の分別徹底や古紙資源物の回収を通じて、紙類やプラスチックの資源循環を進めます。また、資源物の回収や食品ロスの削減を通じて、廃棄物の排出量を削減することは、廃棄物の焼却に伴う温室効果ガスの排出削減につながるとともに、廃棄物処理費の低減が期待できます。

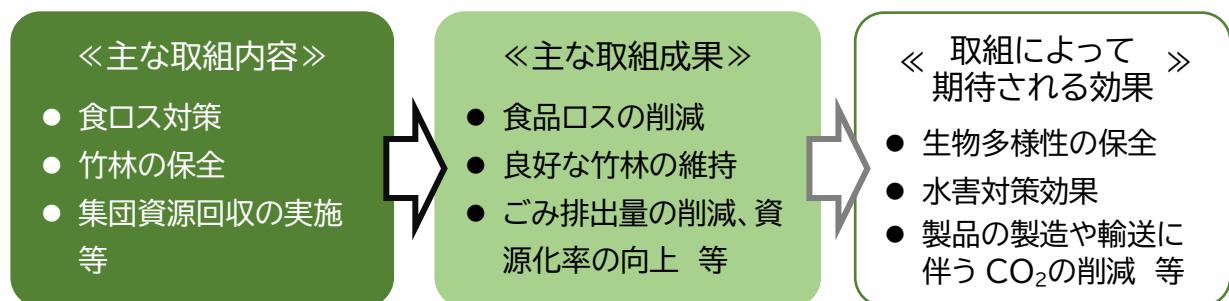


図 取組による効果のイメージ

③むこう つながるまちプロジェクト

～ 環境保全に取り組む人々がつながり、協働するまちをめざして～



●背景

気候変動対策、循環型社会の形成、自然環境保全を通じて持続可能な社会を実現する上で、市民や事業者、環境関連市民団体等の協働は不可欠である一方、現状において市内の各主体の協働の機会は不足していると考えられます。また、協働するための体制も十分に確保できているとはいえないことから、協働のための体制づくり、機会づくりが重要です。

●取組の概要

前期の5年間で本計画に基づく協働体制を確立し、市内での協働の取組を加速させるため、計画の進捗管理体制、推進母体を構築する「むこう つながるまちプロジェクト」では、計画推進に向けた体制づくりや協働の取組を盛り込むことで、オール向日市による計画の効果的な推進を図ります。

このプロジェクトの取組は、基本目標4で掲げられている施策のみから構成されていますが、その性質上基本目標1～3の基礎的な取組であるため、他の目標とかかわりが強いことから、重点プロジェクトに設定しています。

ここでの繋がりの考え方とは、大学連携や事業者等のパートナーマッチングの機会を通じた環境に関する新たな企業や次世代産業、人材の育成といった大きなスケールでの「繋がり」から、学校や地域の住民、環境関連団体、子どもたちなど地域の環境保全に貢献する人々相互の地域密着の「繋がり」まで様々なつながりを意味しています。特に、未来の社会を担う子どもたちとの繋がりを通じて、子どもたちの環境意識を啓発することは、現在の向日市の環境保全だけでなく、未来の向日市の環境を守ることにつながることから、大切な取組です。そして、これらの取組を通じて市内における持続可能な社会への貢献を目指します。

なお、進捗管理の具体的な方法については、「第6章 計画の推進と進行管理」において詳細を示します。

●[むこう つながるまちプロジェクト]主な取組

基本目標4: 環境基本計画の推進体制の構築をします。

計画推進母体を軸とした各種環境保全の取組を実施します。

市内事業者によるSDGs活動の支援(活動機会の提供)をします。

市内事業所との協働事業(出前授業や勉強会の受け入れ等)を実施します。等

●取組によって期待される効果

このプロジェクトは市民・事業者・市民団体・市の連携を促すものであり、本計画を推進するための土台的な位置づけであるため、プロジェクトの実施によって計画の効果的な推進が期待できます。このため、このプロジェクトの推進に伴って期待される効果としては、本計画に基づく全ての施策に幅広く効果が期待されます。

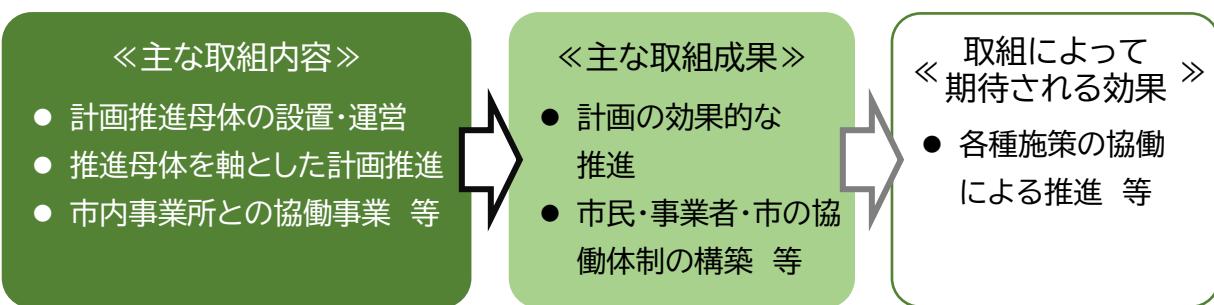


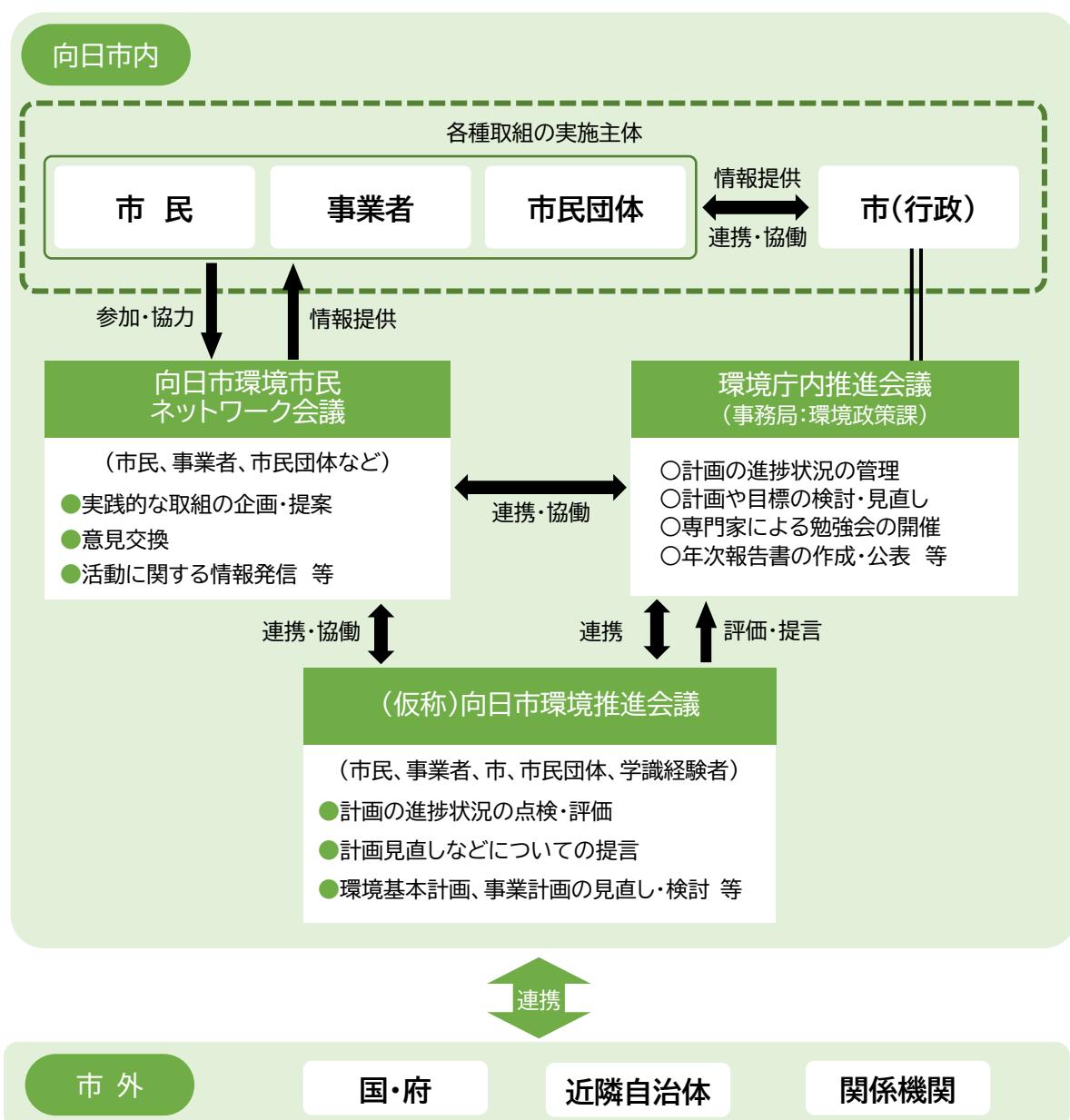
図 取組による効果のイメージ

第6章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進体制

計画の実効性を高め、効果的な推進を図るためにには、本計画が確実に推進されるような仕組みを整備することが必要です。このため、市民、事業者、市、市民団体などが協働して効果的に推進する体制を構築するとともに、適切な進行管理を行っていきます。

本計画は下図に示す体制で環境保全と創造の取組に積極的に参加し、各主体が協働・連携しながら効果的に推進します。



✧ 向日市環境市民ネットワーク会議

向日市環境市民ネットワーク会議は、市民、事業者を含む市民団体によって構成されます。この会議では、実践的な取組の企画や提案、意見交換、情報発信などを行うとともに、計画の進捗評価や進捗状況に応じた各団体の活動へのフィードバックを図ることで、計画の推進を全面的に支援します。

✧ (仮称)向日市環境推進会議

本計画を推進するにあたり、環境保全活動がより有効に機能するためには、市民、事業者、市民団体相互のネットワーク化を図る必要があります。向日市環境推進会議は、環境基本計画の推進母体として市民、事業者、市、市民団体、学識経験者によって構成し、学識経験者等の知見等を踏まえながら計画の策定や各種取組の進捗・評価について市に提言等を行うことで、進行管理におけるプラン(P)、チェック(C)の役割を担います。

✧ 環境庁内推進会議

庁内推進会議は、市(行政)内部の会議であり、関係各課の代表から構成される組織であり、各種施策の推進に向けた意見調整などを行うほか、毎年度の計画の進捗状況の把握・年次報告書のとりまとめ等を行います。

2 計画の進行管理

(1)進行管理の基本的な考え方

本計画では、目指すべき環境像の実現に向けた環境保全施策や各主体が行うべき取組を示していますが、その実効性を確保するために、計画の進行管理は、重要な位置付けにあります。このため、計画の進行状況を把握・管理し、これらの状況を広く市民に公表していくとともに、施策の効果を客観的に評価し、改善点を見いたして速やかに措置を講じる必要があります。

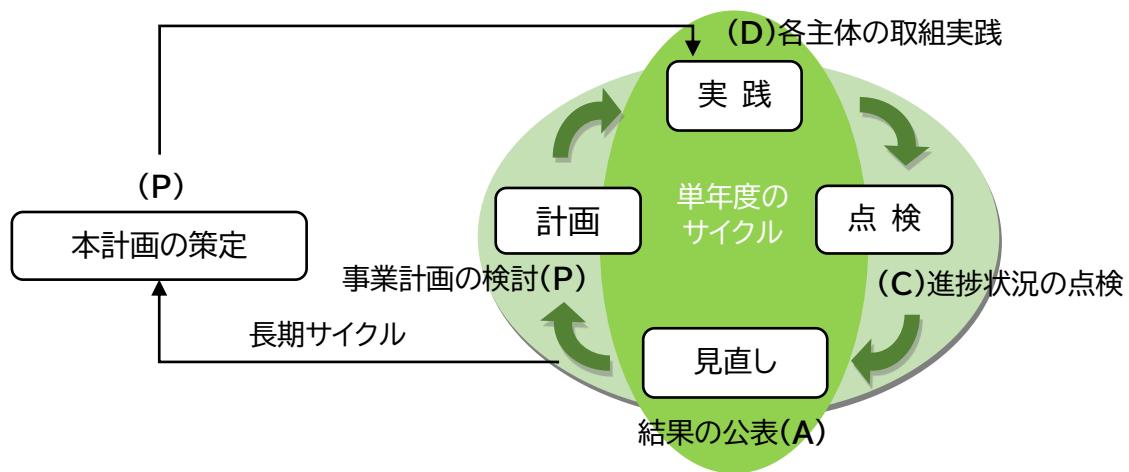
このことを踏まえて、本計画の進行は、環境管理システムの基本的なサイクル(PDCAサイクル)にのっとった形で管理します。

また、計画の実施にあたっては、下図に示すように単年度のサイクルと長期サイクルを組み合わせて進めていきます。単年度サイクルでは、毎年度における各施策の進捗管理を行って把握・結果を公表するとともに、次年度以降における施策の進め方に反映していきます。また長期サイクルでは、短期サイクルにおける進捗管理結果を踏まえ、計画内容全般の必要な箇所について見直しを行います。

(2)施策の実施状況の把握と公表

本計画では、基本目標ごとに具体的な数値目標を設けており、毎年度数値を把握することで施策の実施状況の把握・評価を行います。また、数値目標を設けていない施策についても、計画に基づき実施されている具体的事業の内容等を把握し、評価を行うことにより管理します。

さらに、把握した施策の実施状況などは、毎年度、年次報告書として取りまとめ、(仮称)向日市環境推進会議に報告するとともに、市ホームページ等を通じて公表し、評価を受けます。



資 料 編

(抜 粹)

■ 区域施策編における数値指標項目

区域施策編の進捗状況を管理するため、以下に示す数値指標項目を設定します。

数値指標項目については、本市の現状を踏まえて目標値などの設定を行っていますが、ゼロカーボンの実現に向けて社会情勢の変化や技術開発動向などを踏まえ、項目や目標値の見直しを行っていくこととします。

項目名	現状値 (2021年)	目標 (2030年)	関連する部門 と基本目標
次世代自動車普及台数	4,983 台	12,600 台	・基本目標1 ・運輸
生ごみ堆肥化購入補助基數 (年間)	11基 (5年平均実績)	17 基	・基本目標 2 ・家庭
ごみ総排出量	14,125t	13,130t	・基本目標 2 ・業務、家庭
食べ残しぜロ推進店舗 認定数	14店舗	20 店舗	・基本目標 2 ・業務
竹林ボランティア登録数	41人	100 人	・基本目標 3,4 ・産業
竹林ボランティアによる竹 林整備面積	4,800 m ²	6,000 m ²	・基本目標 3,4 ・産業
環境保全型農業推進面積	1.9ha	2.0ha	・基本目標 3 ・産業
雨水貯留タンク補助件数 (年間)	15件	17件	・基本目標 3 ・業務、家庭
環境市民講座参加者数 (年間)	63人	160 人	・基本目標 4 ・家庭
古紙等集団回収実績量	0t	747t	・基本目標 2,4 ・家庭

【部門別環境配慮指針】

●産業・民生業務部門

取組み内容	市民	事業者	市	関連する基本目標
クールチョイスを始めとする省エネ型の事業活動を実践します	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1
工場・施設の新築の際、FEMS・BEMS やZEB の導入を進めます	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1
工場・施設の省エネ・断熱化に取り組みます	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1
太陽光発電や蓄電池の導入など再エネの利活用をします	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1
再生可能エネルギー由来の電力の利用を進めます	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1
防災・熱中症対策の強化など気候変動への備えを強化します	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1
雨水貯留タンクの導入など雨水の流出抑制及び資源の有効活用を進めます	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1
学校給食や市内飲食店において旬の食材や地元食材の利用を進めます	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1
食品ロス削減を実践します	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2
「食べ残しぜロ推進店舗」認定制度の承認に向けて取り組みます	<input type="radio"/>			2
竹林など自然の保全・適正管理を実践します	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3
環境に優しい農業の普及を進めます	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3

〔対策による削減見込量：19.37千トン-CO₂〕

●民生家庭部門

取組み内容	市民	事業者	市	関連する基本目標
クールチョイスを始めとする省エネ型ライフスタイルを実践します	○		○	1
住宅新築の際、ZEH の導入を検討します	○	○	○	1
住宅の省エネ・断熱化に取り組みます	○	○	○	1
太陽光発電や蓄電池の導入など再エネの利活用をします	○	○	○	1
再生可能エネルギー由来の電力を利用を進めます	○			1
家電の購入の際に省エネ性能を優先しエネルギー効率の向上を実践します	○	○		1
防災・熱中症対策の強化など気候変動への備えを強化します	○		○	1
食品ロス削減を実践します	○			2

[対策による削減見込量:15.11千トン-CO2]

●運輸部門

取組み内容	市民	事業者	市	関連する基本目標
次世代自動車の普及・利用を進めます	○	○	○	1
ぐるっとむこうバスをはじめとする公共交通の利用を進めます	○	○	○	1
歩行者や自転車が安心・安全に通行できる道路整備を進めます	○	○	○	1

[対策による削減見込量:8.83千トン-CO2]

●廃棄物部門

取組み内容	市民	事業者	市	関連する基本目標
ごみ処理施設の見学等を通じてごみ問題についての学習を進めます	○		○	2
マイボトル運動を実践し、使い捨てプラスチックを減らします	○	○	○	2
使い捨て容器、スプーンやストローの提供・利用を控えます	○	○	○	2
インターネットによる粗大ごみ回収受付サービスを実施します			○	2
地域の資源回収を進めます	○	○	○	2
ごみ排出のルールを守り、不法投棄防止対策を進めます	○	○	○	2

〔対策による削減見込量:1.97千トン-CO₂〕

●その他

取組み内容	市民	事業者	市	関連する基本目標
二酸化炭素吸収源となる豊かな自然や緑の保全を進めます	○	○	○	3
国や京都府から公表される環境情報の収集・発信を進めます	○	○	○	4
出前講座などを活用し、子供から大人まで幅広い年齢層が環境について学ぶ機会を提供します		○	○	4
小・中学校における環境教育について一層取り組みます	○	○	○	4